



北杜市上下水道局キャラクター

ほくすい

『水を運ぶ人、給水使命に燃える人』をイメージ
(中野シロウ氏 デザイン)

安全・安心な水道を次の世代に…

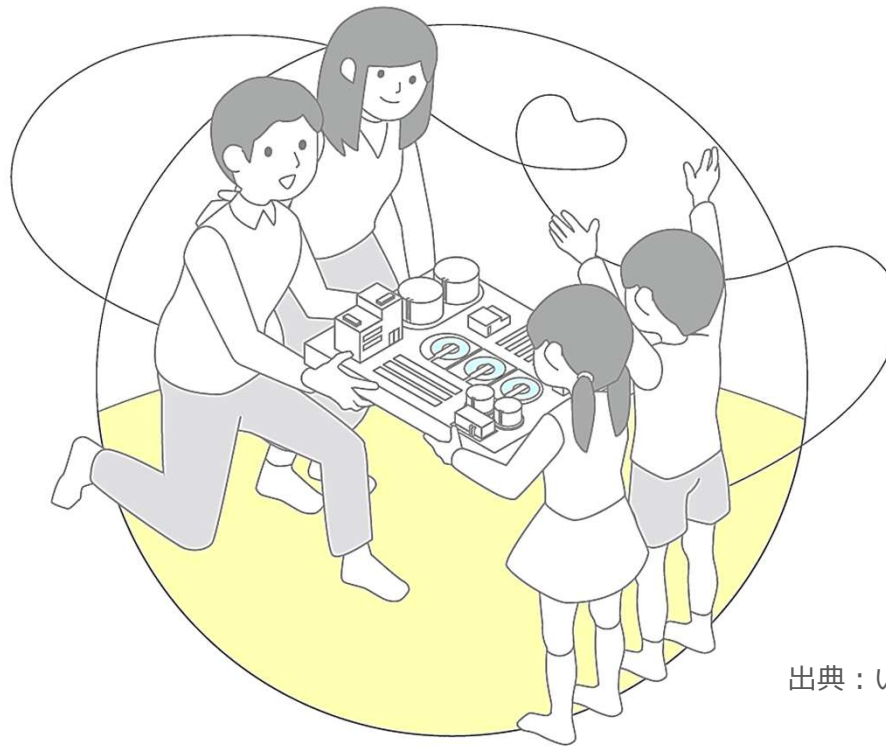
水道料金の改定に向けた市民説明会

令和7年6月27日(金)	19:00～	明野総合会館
7月1日(火)	19:00～	須玉ふれあい館
7月3日(木)	19:00～	高根町農村環境改善センター
7月5日(土)	14:00～	長坂総合支所
7月8日(火)	19:00～	大泉総合会館
7月10日(木)	19:00～	生涯学習センターこぶちさわ
7月12日(土)	14:00～	白州総合会館
7月15日(火)	19:00～	甲斐駒センターせせらぎ

北杜市上下水道局 上下水道総務課

安全で安心な水道を次の世代に確実に引き継いでいくため、現在の水道料金が適切な価格であるか、また料金改定が必要であるかなどについて検討を進めてきました。

安全・安心な水道を次の世代に…



出典：いま知りたい水道（厚生労働省）
2023年3月

本日の説明内容

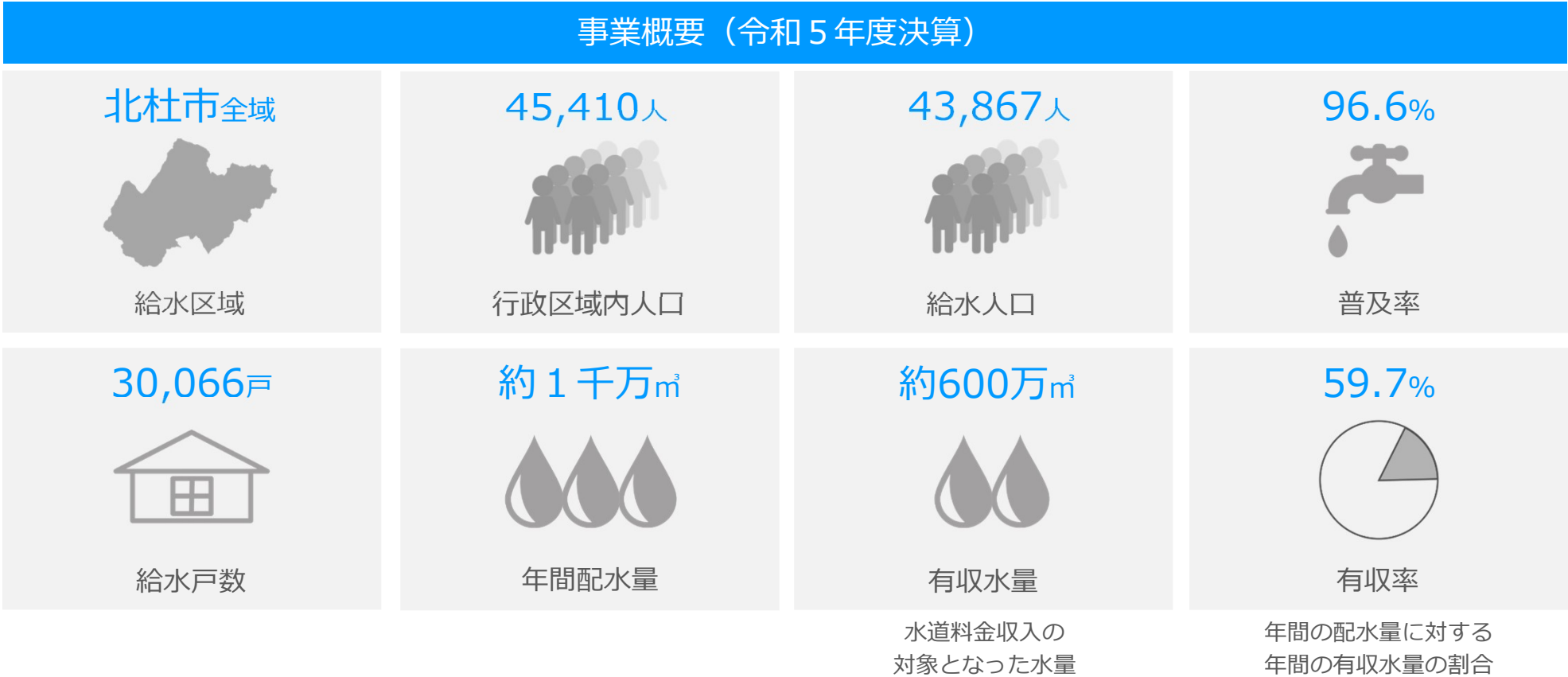
- | | | |
|-----|----------------------|--------|
| 1. | 水道事業の概要 | P. 6 |
| 2. | 数字で見る北杜市の水道事業 | P. 7 |
| 3. | 水道事業の現状 | P. 8 |
| 4. | これまでの主な効率化・経営健全化への取組 | P. 1 4 |
| 5. | 水道事業が抱える課題 | P. 1 5 |
| 6. | 水道ビジョン・経営基本計画 | P. 1 7 |
| 7. | 上下水道事業審議会 | P. 2 0 |
| 8. | 水道事業会計の仕組み | P. 2 2 |
| 9. | 料金体系 | P. 2 3 |
| 10. | 負担の公平性の確保 | P. 2 4 |
| 11. | 算定期間 | P. 3 2 |
| 12. | 料金表設定までの流れ | P. 3 3 |

本日の説明内容

13.	改定率	P. 3 4
14.	改定時期	P. 3 5
15.	経過措置の適用	P. 3 6
16.	料金体系の設定（配慮事項）	P. 3 7
17.	現行の料金体系と新料金体系の比較	P. 3 8
18.	経過措置による料金体系	P. 4 0
19.	新料金のお事業体との比較	P. 4 2
20.	県内事業体の料金改定の状況	P. 4 3
21.	一般家庭の水道使用量	P. 4 4
22.	料金改定による影響	P. 4 5
23.	料金改定後の主な取組	P. 5 2
24.	本日のまとめ	p. 5 3

水道事業の概要

北杜市の水道事業は、昭和30年10月に供用を開始し、令和6年に通水70年を迎えました。

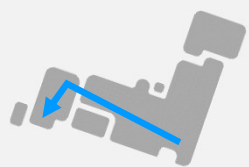


有収率が低い主な理由は漏水です。人工衛星とAIを利用した漏水調査により、400か所余りの漏水の可能性のあるエリアが特定できています。

数字で見る北杜市の水道事業

一つの水道事業としては非常に多くの水道施設を保有しています。

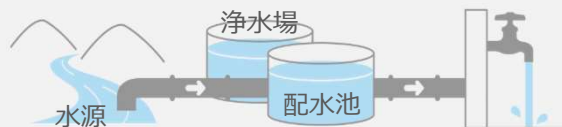
1,353km



水道管の総延長

東京駅から鹿児島中央駅の
距離に相当します。

271か所



水道施設の数

水源・取水施設	75か所
浄水施設	81か所
配水施設	115か所

約1,073億円



施設の更新にかかる費用

物価高騰の影響により、
実際の投資額は更に増加します。

R5～R55までの51年間の総費用
(単年度当たりでは約21億円)

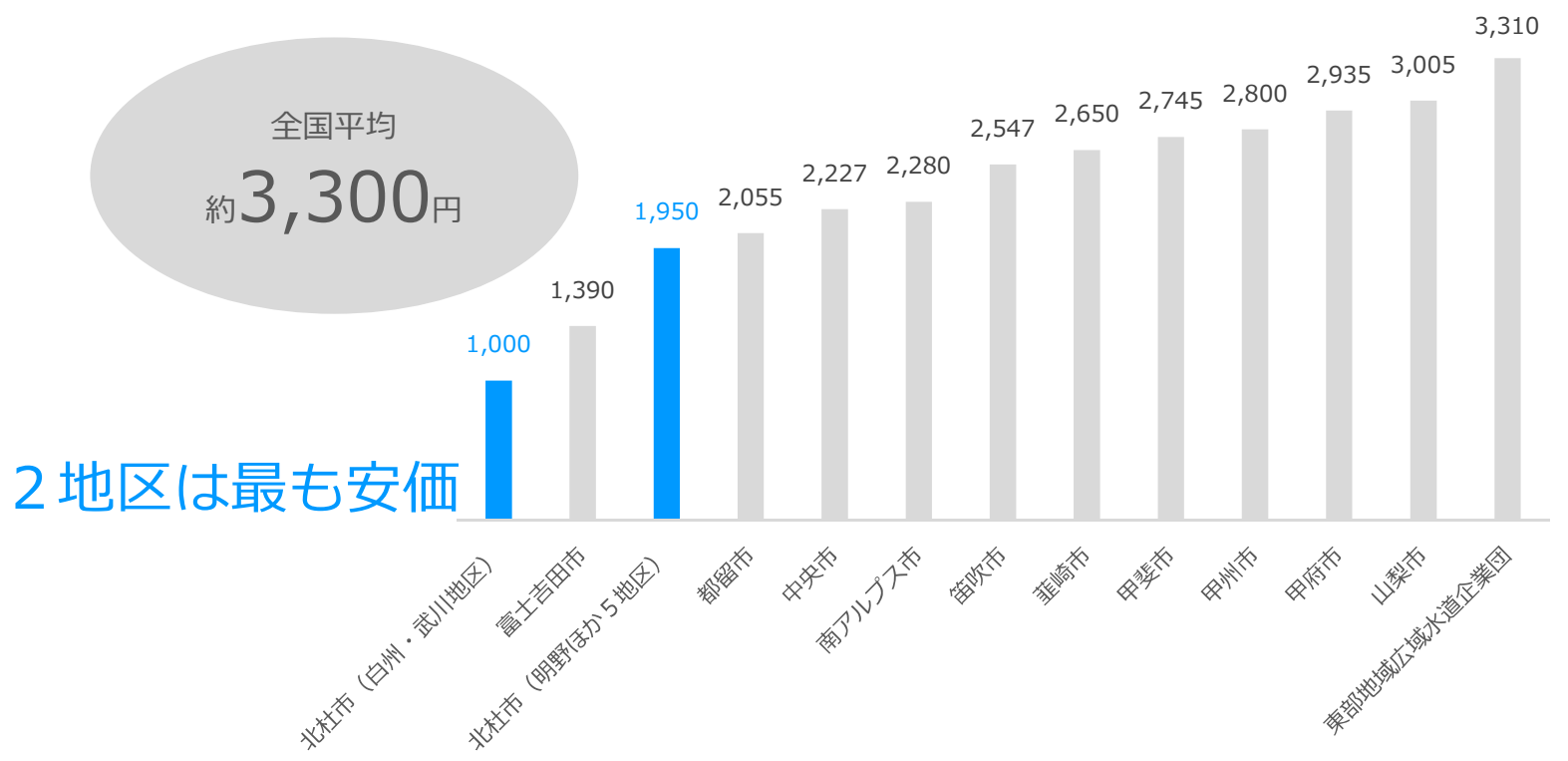


将来にわたり、安定した水道を利用するには、継続した施設更新が必要です。

水道事業の現状（水道料金）

北杜市は、富士吉田市に次いで 2 番目に低い料金設定となっています。

県内の市・企業団との水道料金比較（単位：円）

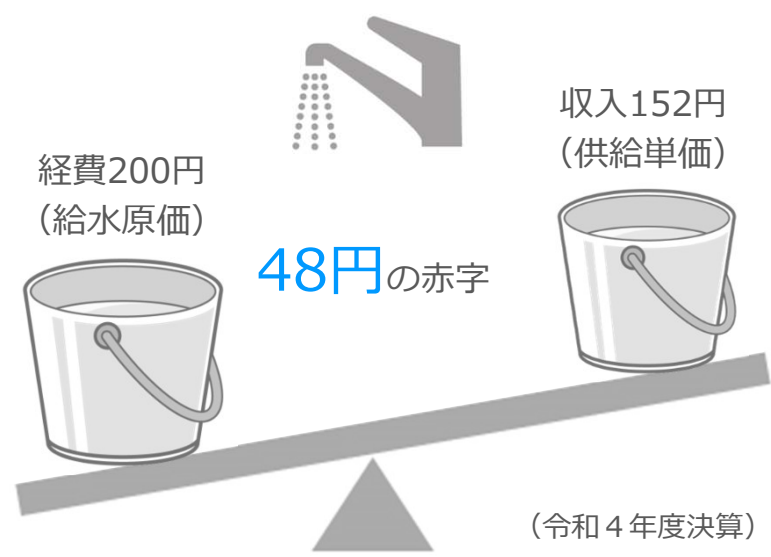


【口径13mm・使用水量20m³/1か月】の場合

水道事業の現状（給水原価と供給単価）

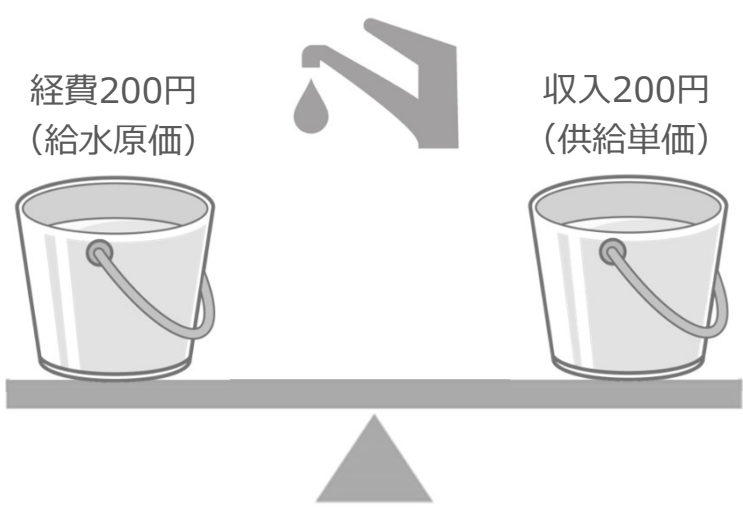
水1,000 ℓ をつくる経費が200円かかるのに対し、152円の料金収入しかないことから、水道水をつくるたびに48円の赤字となっています。

水1,000 ℓ （1 m³）当たりの経費と収入



料金回収率（供給単価÷給水原価） = 76%

[全国平均：約98.7% 山梨県平均：96.0%]



経費 = 収入 が理想です。

給水原価

水道水を 1 m³ つくるために必要な経費です。

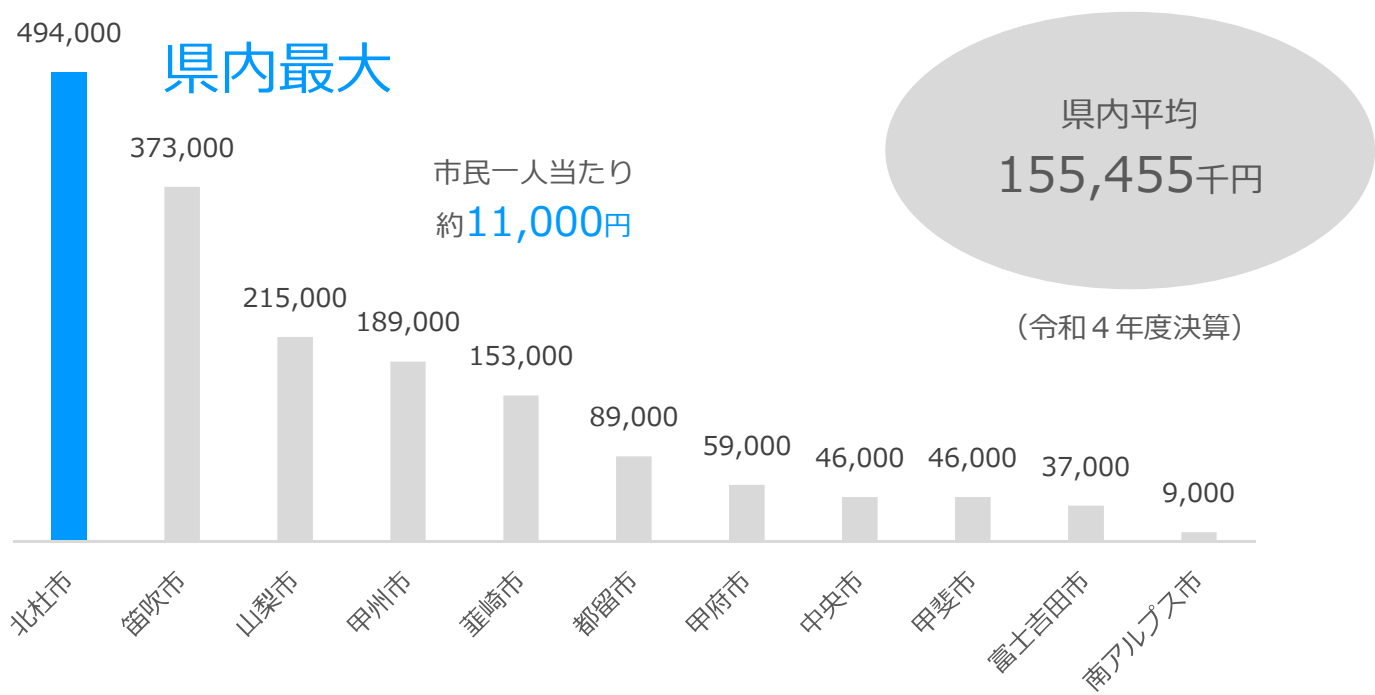
供給単価

水道水 1 m³ 当たりの販売単価です。

水道事業の現状（一般会計繰入金）

赤字分は一般会計からの繰入金（基準外繰入金）によって補てんされています。

基準外繰入金（単位：千円）



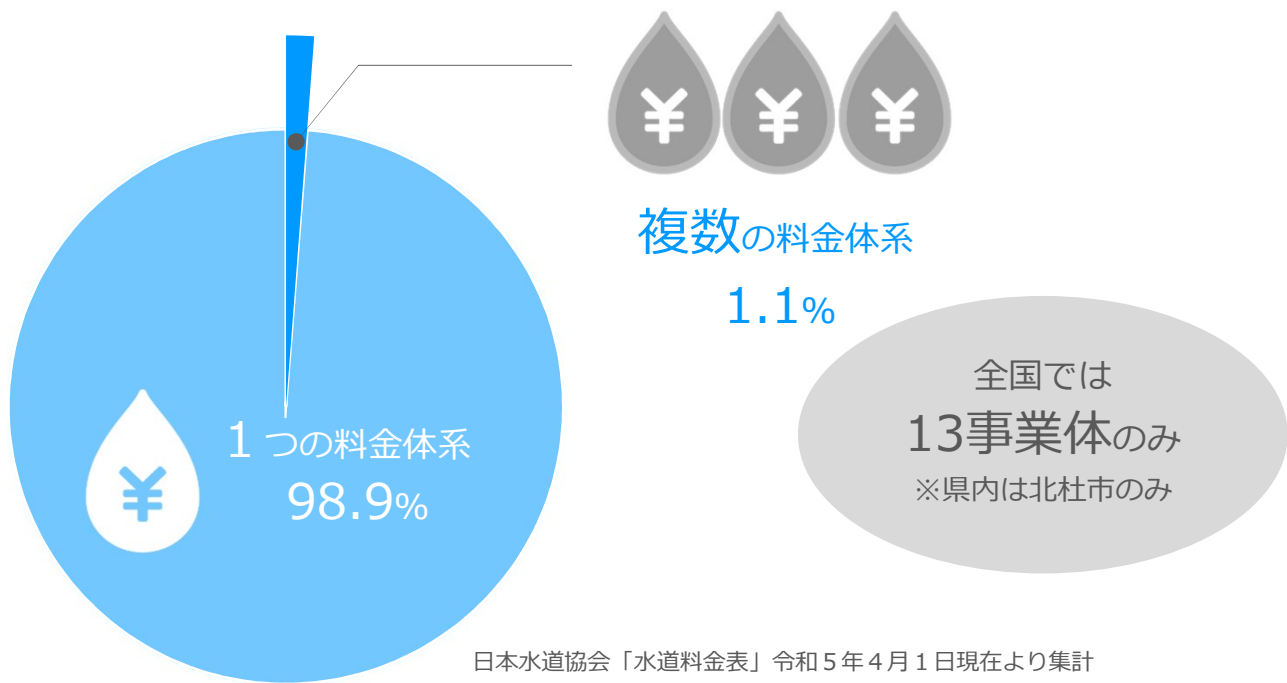
基準外
繰入金

料金で経費をまかないきれない場合に補てんされる補助金であり、一般会計の税金などが原資となっています。

水道事業の現状（異なる料金体系）

現在の水道料金は、合併前の旧町村から引き継いだ料金を統一するために、峡北地域広域水道企業団からのダム水受水の有無によって2つの料金体系としました。

水道事業を運営する全国1,228事業体の料金体系の状況

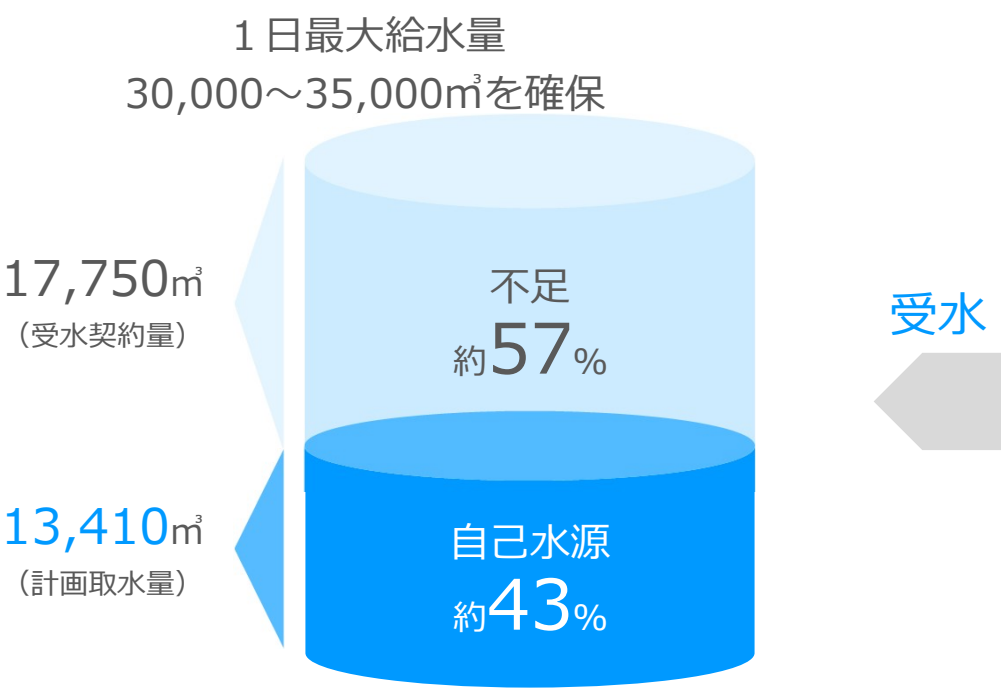


料金体系が異なる事業体は、合併時に各地域の料金体系を据え置いたケースがほとんどです。合併した市町村の多くは格差是正のため料金を統一しています。

水道事業の現状（1日に必要な給水量）

北杜市が所有している水源のみでは、1日に必要な水の量の半分も用意できません。不足する分の水は、峡北地域広域水道企業団から受水しています。

1日に必要な給水量



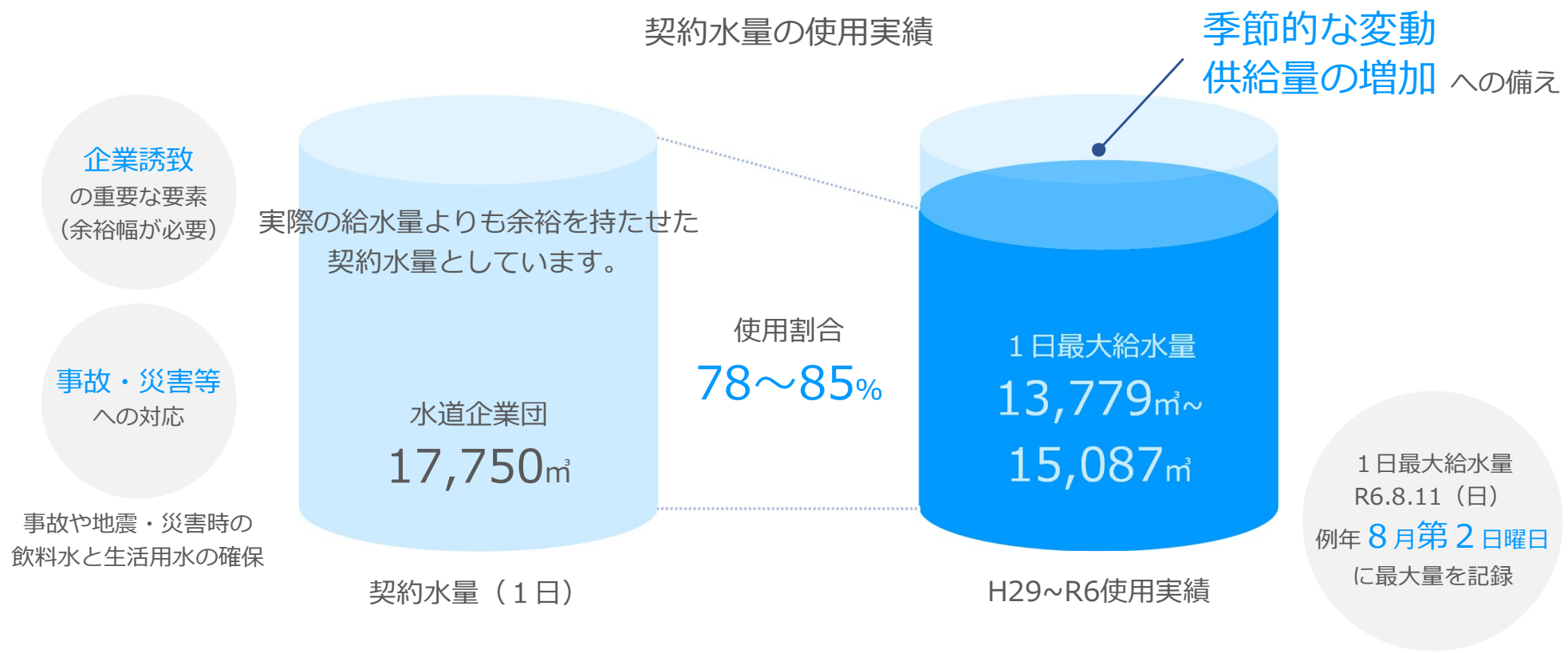
峡北地域広域水道企業団



水道水を安定的にお届けするためには、水道企業団からの受水が必要です。
水道企業団は、韮崎市や甲斐市にも水道水を供給しています。

水道事業の現状（責任水量制）

水道企業団の経営は、責任水量（契約水量）制により安定経営が図られており、今日の水道水の安定供給につながっています。



責任
水量制

事前に構成団体から給水申込みを受け、その契約水量を前提とした給水能力を有する施設を建設することから、実給水量に関わらず契約水量に応じて料金を徴収する制度です。

これまでの主な効率化・経営健全化への取組

経費削減等の経営努力により、10年以上にわたり水道料金を据置き、事業運営を行ってきました。

事務の効率化



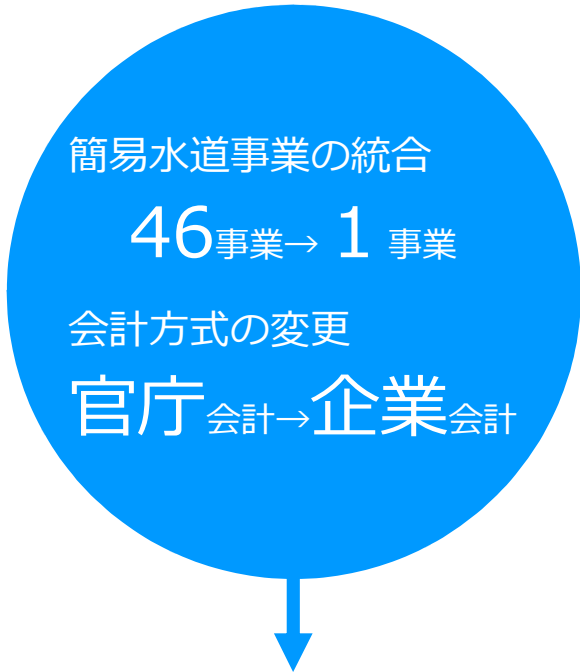
組織体制を集約し、事務の効率化と経営の健全化を図りました。

民間委託の推進



平成29年度に上下水道お客様センターを開設しました。

北杜市水道事業の創設



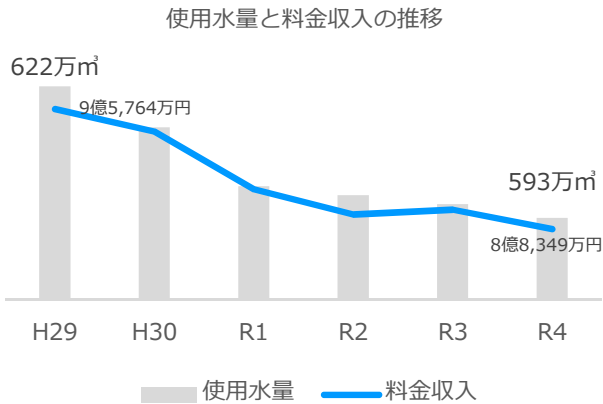
経営基盤の強化を図るとともに、適切な資産管理が可能となりました。

水道事業が抱える課題

水道料金収入は年々減少し、支出は増加していきます。

料金収入の減少

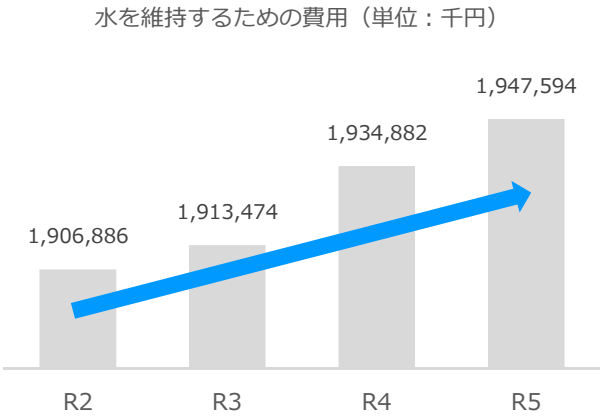
人口減少や節水意識の高まり、節水機器の機能向上により、料金収入は減少傾向にあります。



5年間で約**7,000万円**の減少

費用の増加

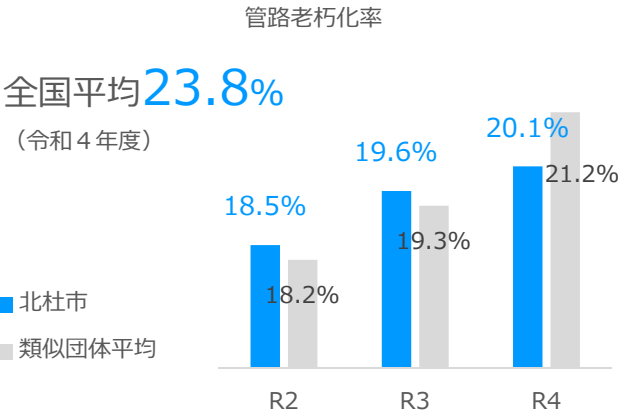
エネルギー価格や人件費の上昇、資機材や薬品費などの物価高騰により維持管理費が増加しています。



毎年平均**1,350万円**増加

更新需要の増大

高度経済成長期に整備した施設の老朽化が進み、今後、更新の時期を迎えます。



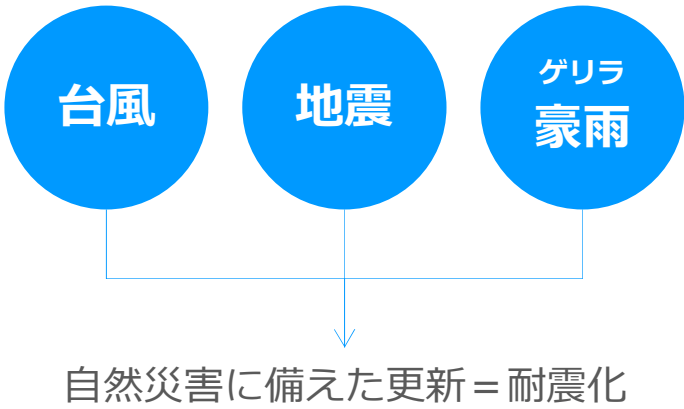
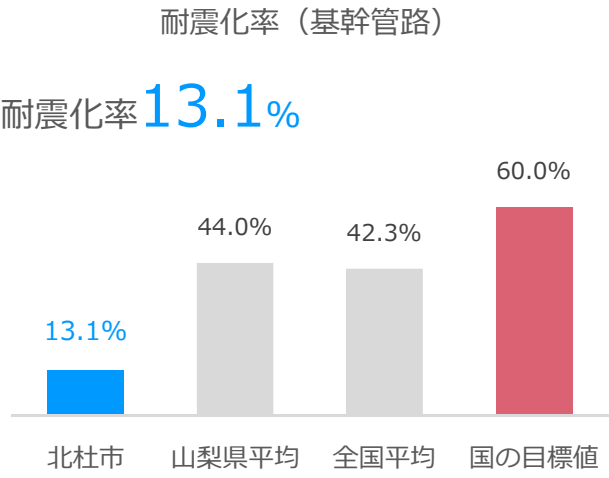
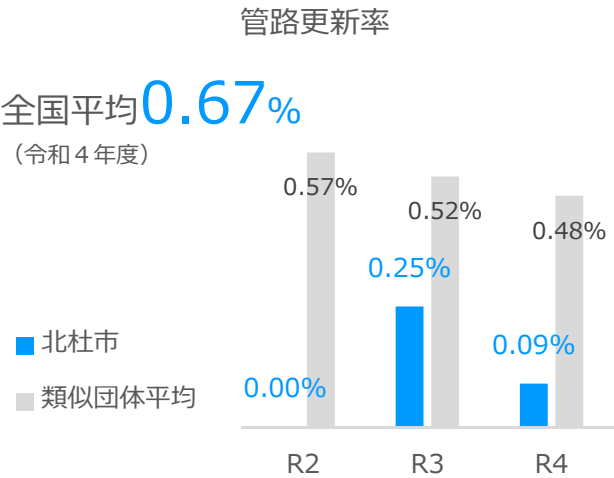
老朽化は年々進行
漏水事故は**2**日に**1**回のペースで発生



経営状況はより一層厳しさを増していきます。

水道事業が抱える課題

北杜市の水道施設は、管路更新率や耐震化率が全国平均や類似団体と比較して極めて低い状況にあります。



令和5年度の更新距離は約2.0km
(補助対象外の事業を含めると約4km)



全ての水道管を耐震管に取り替える
には、あと670年かかります。

近年多発する自然災害に備えた施設の更新が必要です。



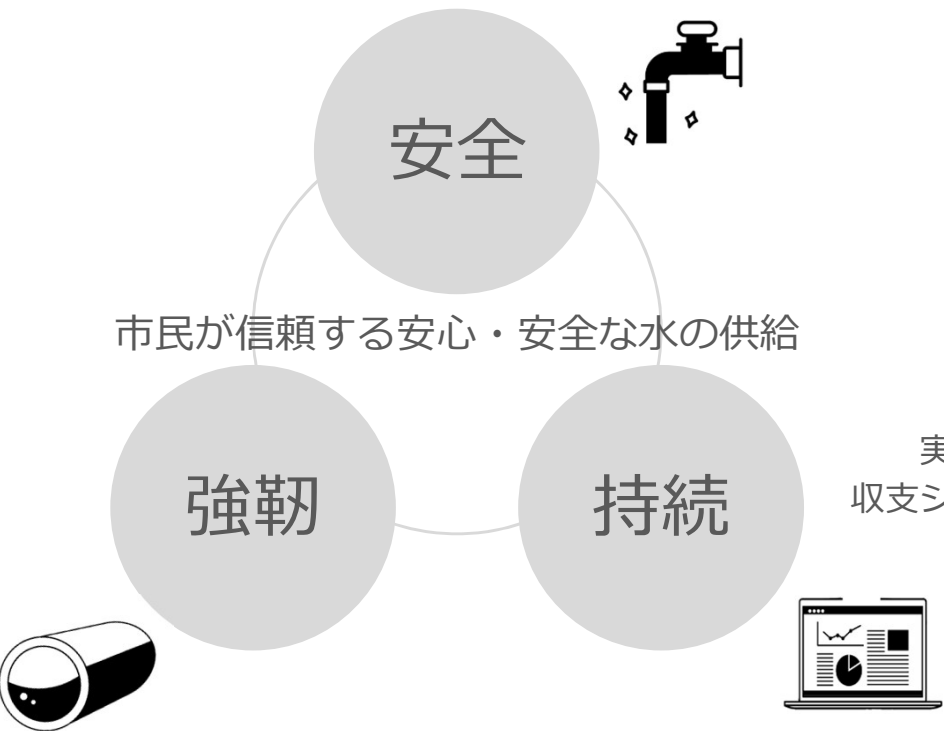
能登半島地震では、上下水道施設の老朽化、脆弱性が甚大な被害をもたらし、
復旧への対応の困難さが生活再建に支障を来しました。

こうした課題に対応するため、「北杜市水道事業地域水道ビジョン」及び「北杜市上下水道事業経営基本計画」を策定し、持続可能な事業運営の検証を行いました。



経営基本計画において、事業運営に必要な資金残高を確認し、料金改定の必要性について判断を行うこととしました。

水道事業地域水道ビジョン



上下水道事業経営基本計画



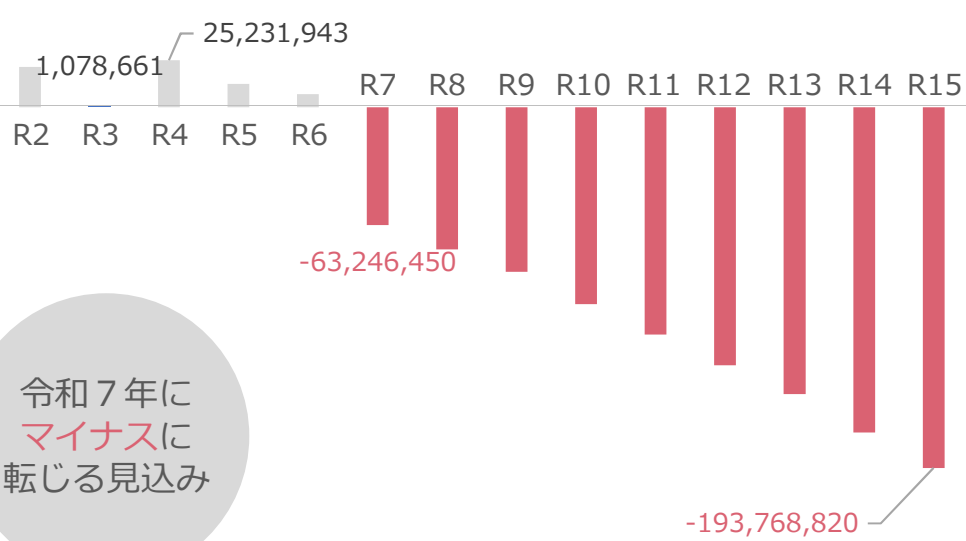
実現に向けた
収支シミュレーション



資金残高を確認し、**料金改定の必要性**を判断します。

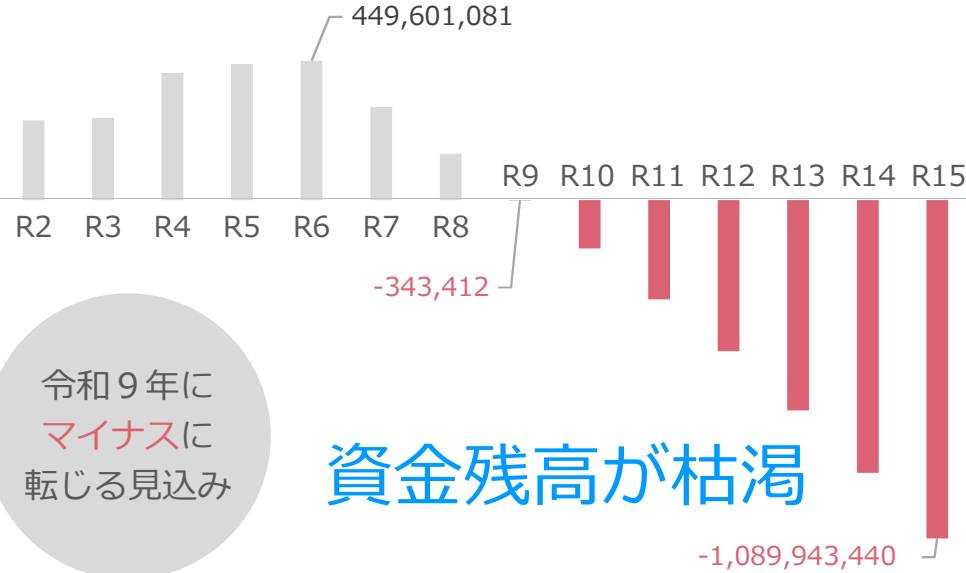
資金残高は年々減少し、令和9年度にはマイナスに転じ、資金残高が枯渇するおそれがあります。

純利益の推移（単位：円）



令和7年に
マイナスに
転じる見込み

資金残高の推移（単位：円）



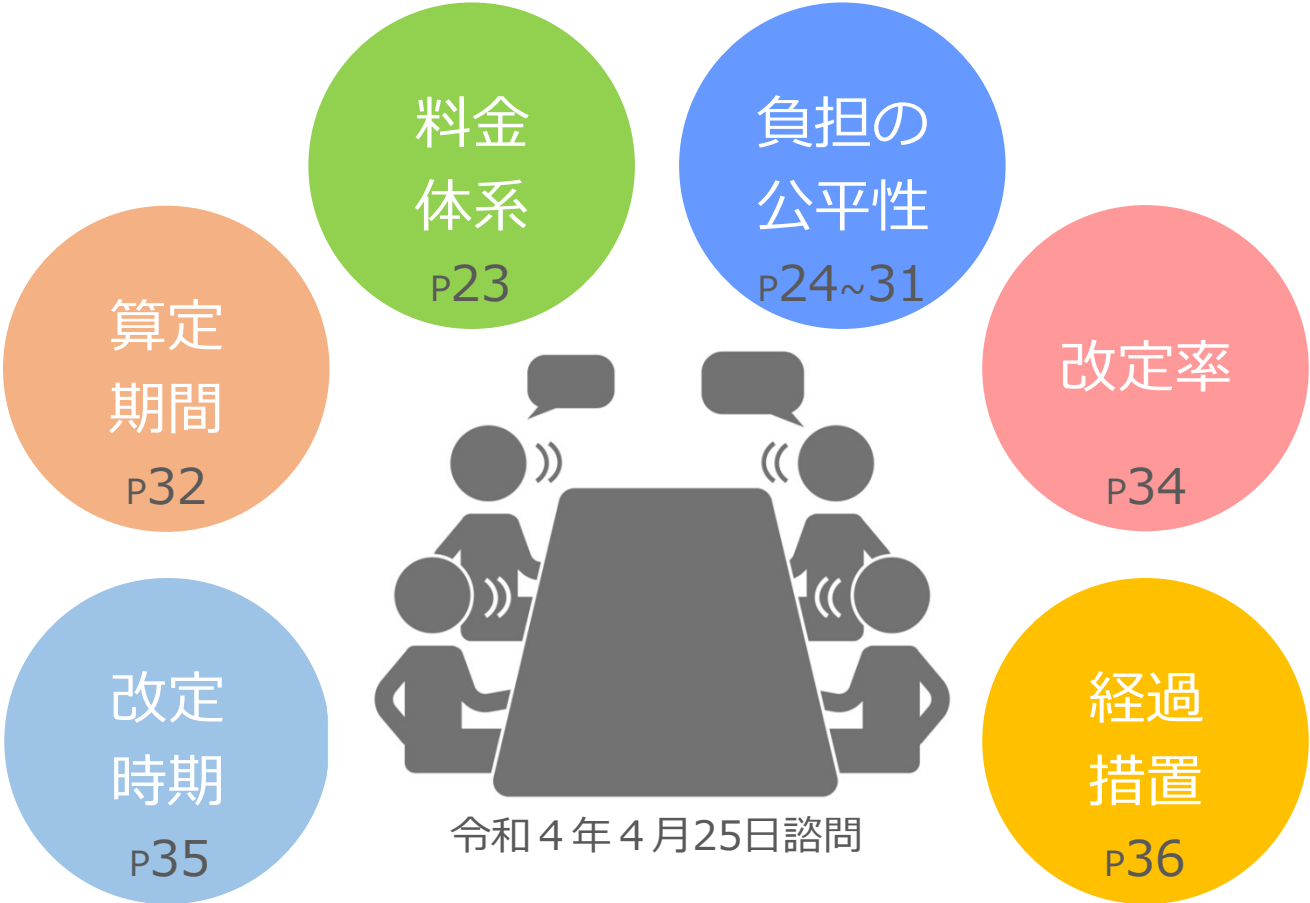
令和9年に
マイナスに
転じる見込み

資金残高が枯渇



経費縮減努力のみでは事業運営の改善は困難な状況です。
将来にわたり安定した水道事業の運営を継続するためには、**料金改定**の検討が必要です。

私たちの生活に必要不可欠な安全・安心な水道を持続的に運営し、次世代につなげていくため、北杜市上下水道事業審議会において審議を行いました。



上下水道事業審議会（答申の概要）

令和7年4月25日に上下水道事業審議会から21回にわたる審議の結果の答申をいただきました。



料金改定の必要性

健全経営を持続させていくためには、早急な料金の値上げは避けられない。



市内一体系化

料金統一により負担の公平性を確保する必要がある。



適正な料金水準の算定

適正な原価に基づく総括原価方式による算定への転換を図る必要がある。



下水道使用料

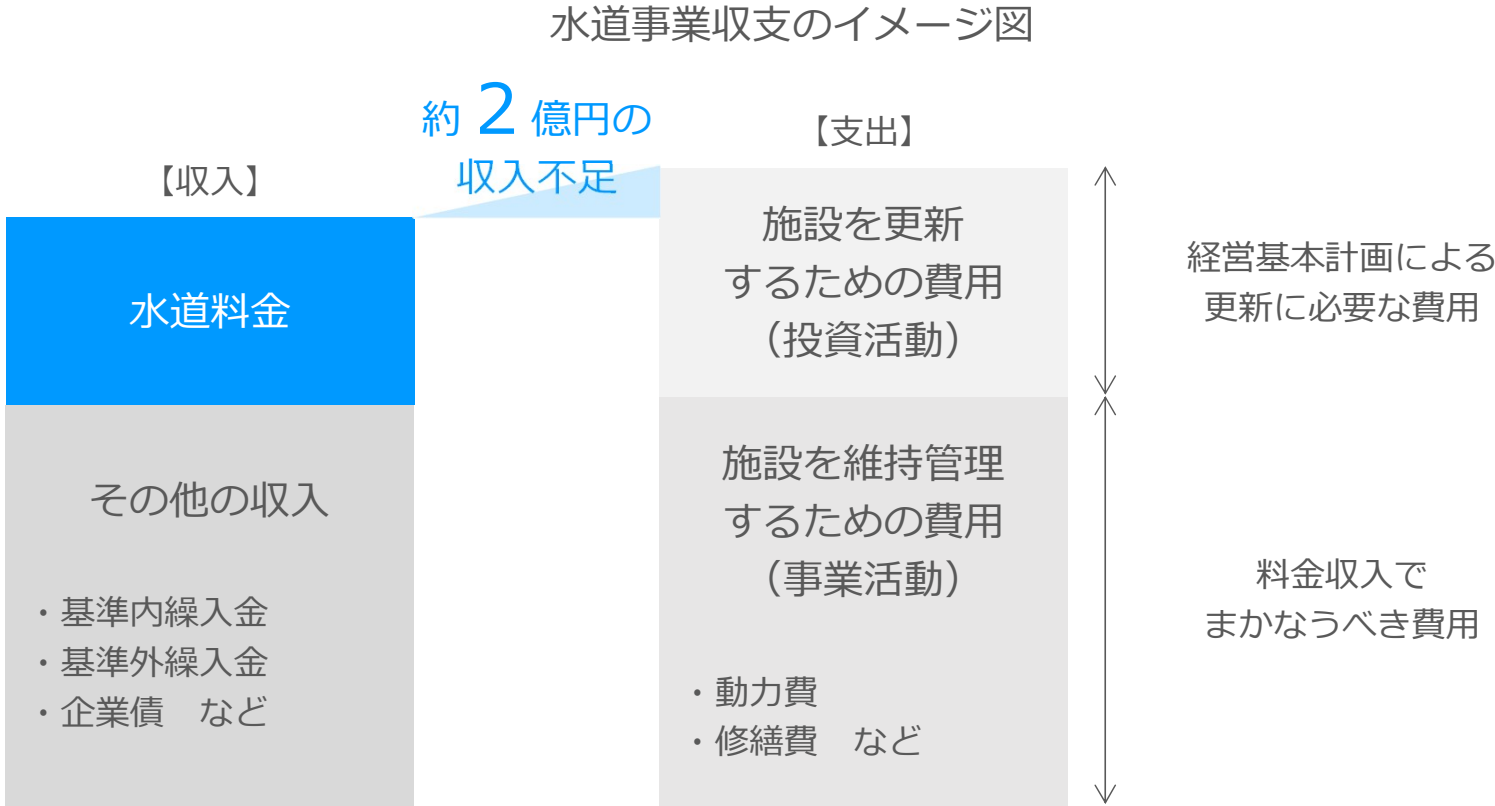
事業の全体量を把握できるように至った段階で改定の検討を行うことが望ましい。



本答申を踏まえ、市として平成22年以來の**水道料金改定**の方針を決定しました。

水道事業会計の仕組み

水道事業は、税金ではなく利用者の皆さまからいただいた水道料金で事業を行う「独立採算制」で経営を行う必要があります。



独立
採算制

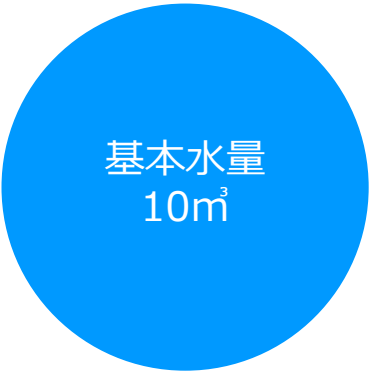
水道事業は公営企業会計を適用しており、一般会計（通常の自治体の会計）などの税金等で事業を行う公的サービスとは異なり、水道料金を主たる収入として独立採算により事業運営を行っていく必要があります。

料金体系は、いずれもこれまでの体系を継続します。



口径の大小により区分して料金設定を行う口径別料金体系を継続します。

13mm 20mm 25mm
30mm 40mm 50mm
75mm 100mm

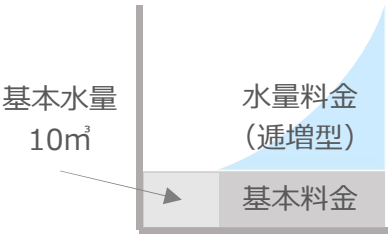


基本水量10m³を継続します。

10m³以内の使用
↓
基本料金のみ負担



使用水量が増加するに従い単価が上がる逓増型を継続します。



5区分の設定を継続します。

11m³~20m³ 21m³~40m³
41m³~60m³ 61m³~80m³
81m³~



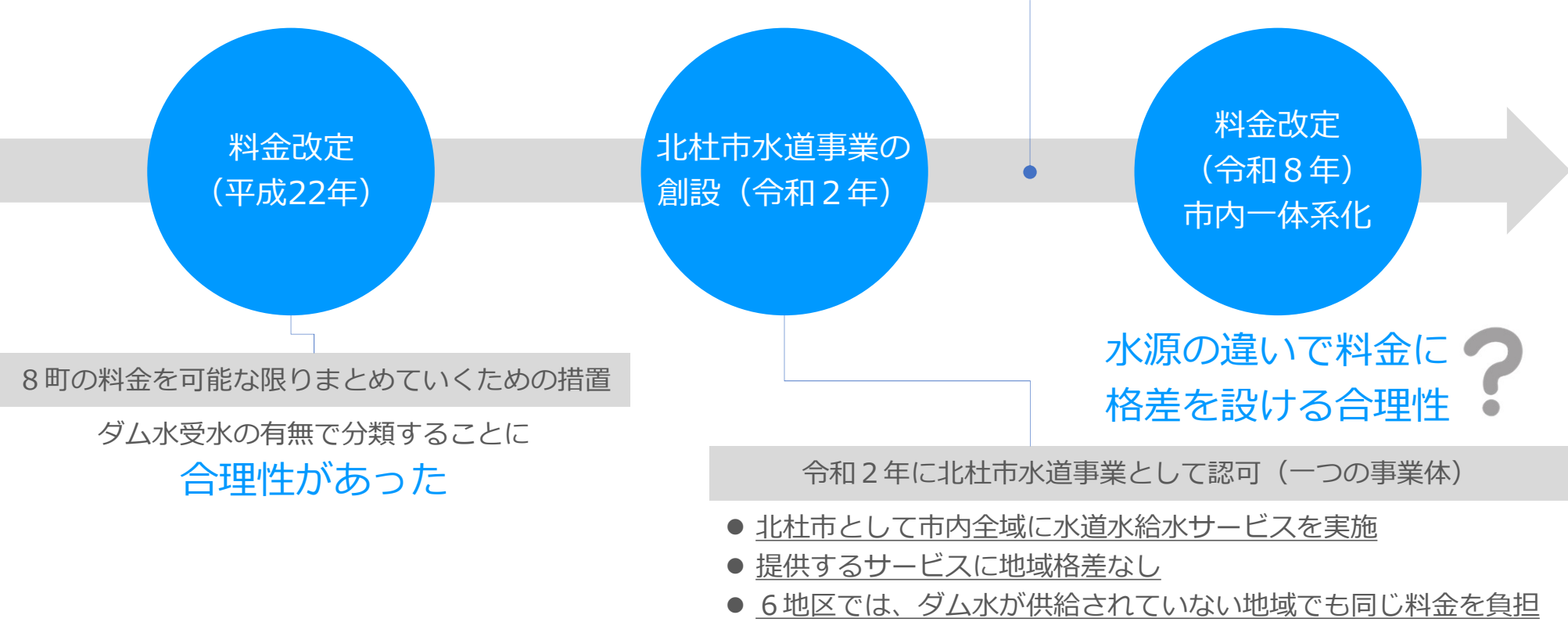
これまでの料金体系と変更はありません。

負担の公平性の確保（市内一体系化）

水道法では、合理的な理由がない限り、統一料金であることが求められます。

上下水道事業審議会（答申）

- 一水道事業、同一会計の原則のもと一つの料金体系が原則
- 料金統一により負担の公平性を確保する必要がある



負担の公平性の確保（サービス水準）

水道事業は、市民の生活に欠かせない重要なインフラであり、安全で快適な生活を営むために、水道水の安定供給が不可欠です。

水道事業者の役割

安全・安心で安定的な水を供給することが使命

- 水道水を供給するための施設や設備を整備
- 配水池の水源管理
取水口の清掃、滅菌器や計器等の確認、日常点検など
- 夜間の漏水調査
水道の使用量の少ない時間帯に調査を実施
- 漏水事故への対応
業者の手配、給水車の手配、防災無線による周知、関係機関との調整、交通誘導 など



人工衛星とAIを利用した漏水調査や経験則をもとに
昼夜を問わず対応しています。

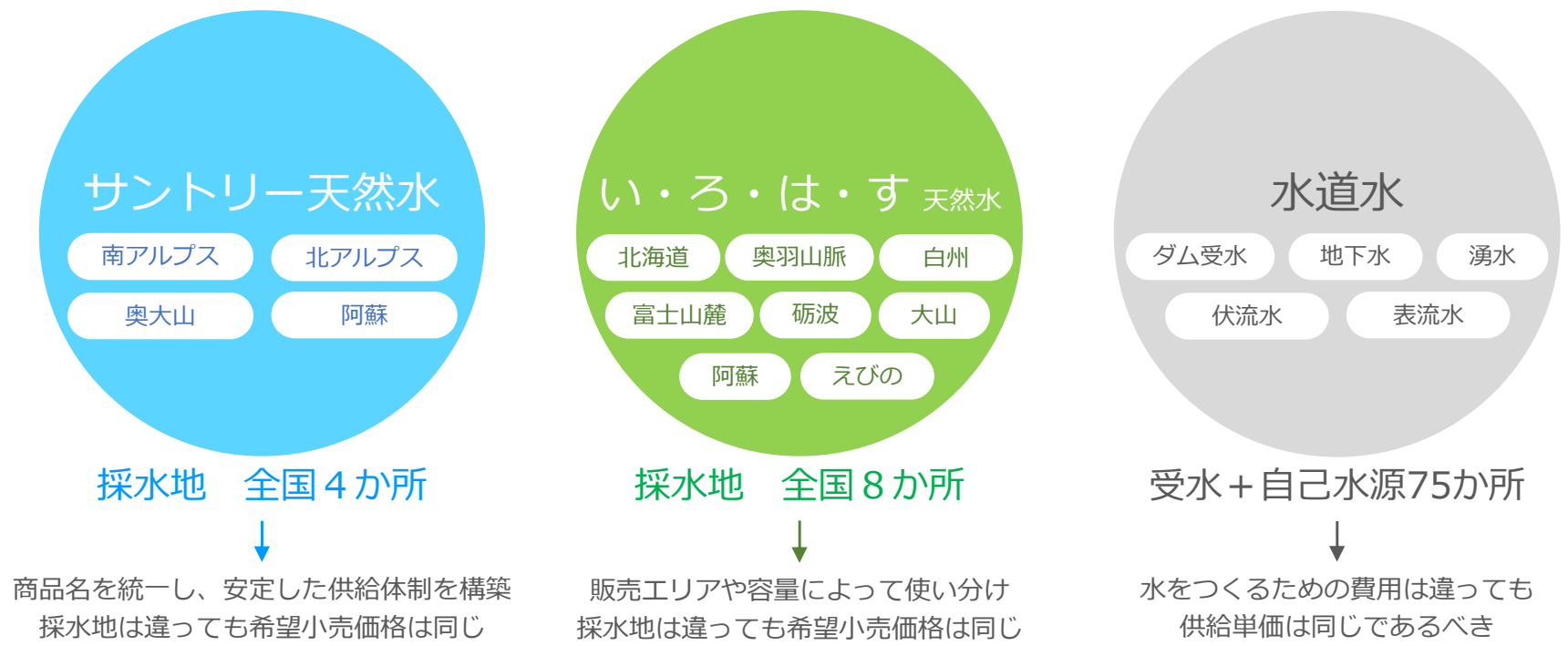
多様な自然条件、社会条件を抱えていることから、
投下費用は地区によって異なります。



市域が広大であるため、多様な自然条件、社会条件を抱えている状況にありますが、
水道事業として提供するサービスは地区によって変わるものではありません。

負担の公平性の確保（安定供給）

天然水は、採水地によって、原材料費や生産コスト、流通コストなどが異なりますが、商品の希望小売価格（値段）は同じです。



消費者は **いつでもどこでも** おいしい水が購入できる

安定供給



水道水も天然水と同様、原水や浄水処理、配水方法など水をつくるための費用は異なります。料金体系の統一は、全市民へ等しく低廉な水の安定供給につながります。

負担の公平性の確保（基本原則）

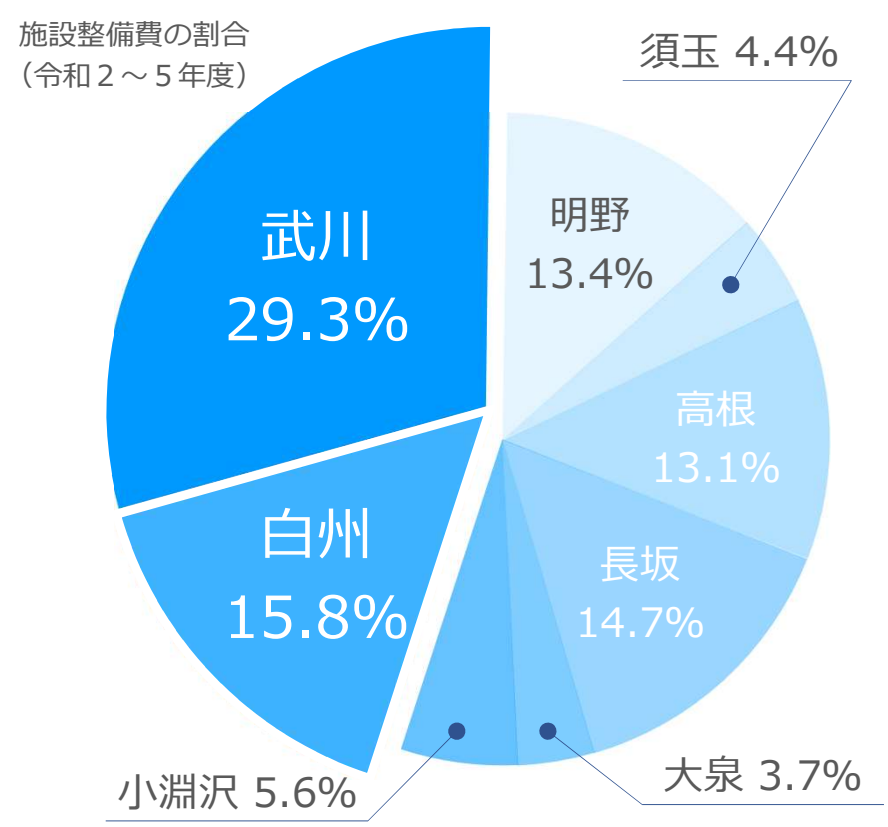
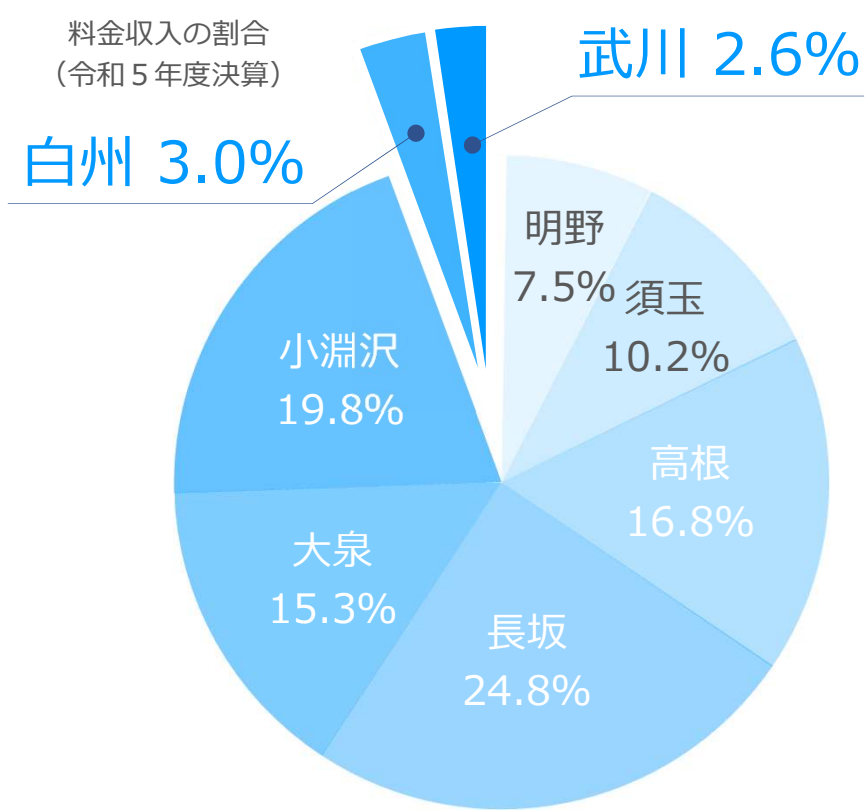
水道料金はサービスの対価であり、同一のサービスである限り、行政区域内で差を設けるべきではありません。



6 地区では、ダム水が供給されていない地域（自己水源のみからの供給）であっても、水源に関わらず同じ料金を負担いただいています。

負担の公平性の確保（料金収入と施設整備費の割合）

災害時でも安全・安心な水を安定して供給するため、古くなった水道管を耐震管に取り替える工事を進めています。



全地区が共通認識のもと収益を共有し、相互に支えあっていくことが、市全体の持続可能な水道事業の運営につながります。

負担の公平性の確保（総括原価方式による算定）

水道事業の健全な運営が確保できる適正な原価に基づく「総括原価方式」により新料金を算定します。

現行の料金体系（平成22年改定）

8⇒2

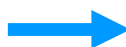
8町の料金を可能な限りまとめていく方法
（独自の算定方式）



新料金と旧料金の総収入が変わらないよう各町の水道料金を調整して設定



各口径の件数や使用水量に応じて必要となる費用が適正に算定されていない



新料金体系



総括原価方式による算定
（水道法施行規則の規定による算定方式）



事業の維持・運営に必要な費用（総括原価）を算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金を設定



各口径の件数や使用水量に応じて必要となる費用を適正に算定

総括原価
方式

事業の維持・運営に必要な費用（総括原価）を算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金を設定する方法です。

負担の公平性の確保（逓増度の緩和）

小口使用者の大幅な負担増に配慮しつつ、逓増度を緩和した料金体系としました。



水 1 m³を使用した時の最大単価と最小単価の倍率を比較した数値です。一般的に大口使用者にどれだけ多くの負担を求めているかを測る指標となります。

負担の公平性の確保（給水中止の要件緩和）

水道使用者の都合により随時中止できる制度に改めます。

before	after
対象者を市民に限定 中止条件を細かく設定  民法上の解釈 と乖離 中止条件 ● 勤務地の異動や入院・入所等により1年以上、水道を使用しないとき ● 公営住宅の退去により水道を使用しなくなったとき ● 災害等により水道を使用できなくなったとき	使用者の都合により 随時中止が可能  開栓手数料：2,500円 閉栓手数料：徴収なし 水道料金の改定に併せて適用

給水中止
制度

使用している水道を一時的に使用しない場合に、廃止をせずに、使用を休止することができる制度です。給水中止期間中の水道料金は、基本料金の支払義務が発生しません。

料金算定の基礎となる原価を集計する期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

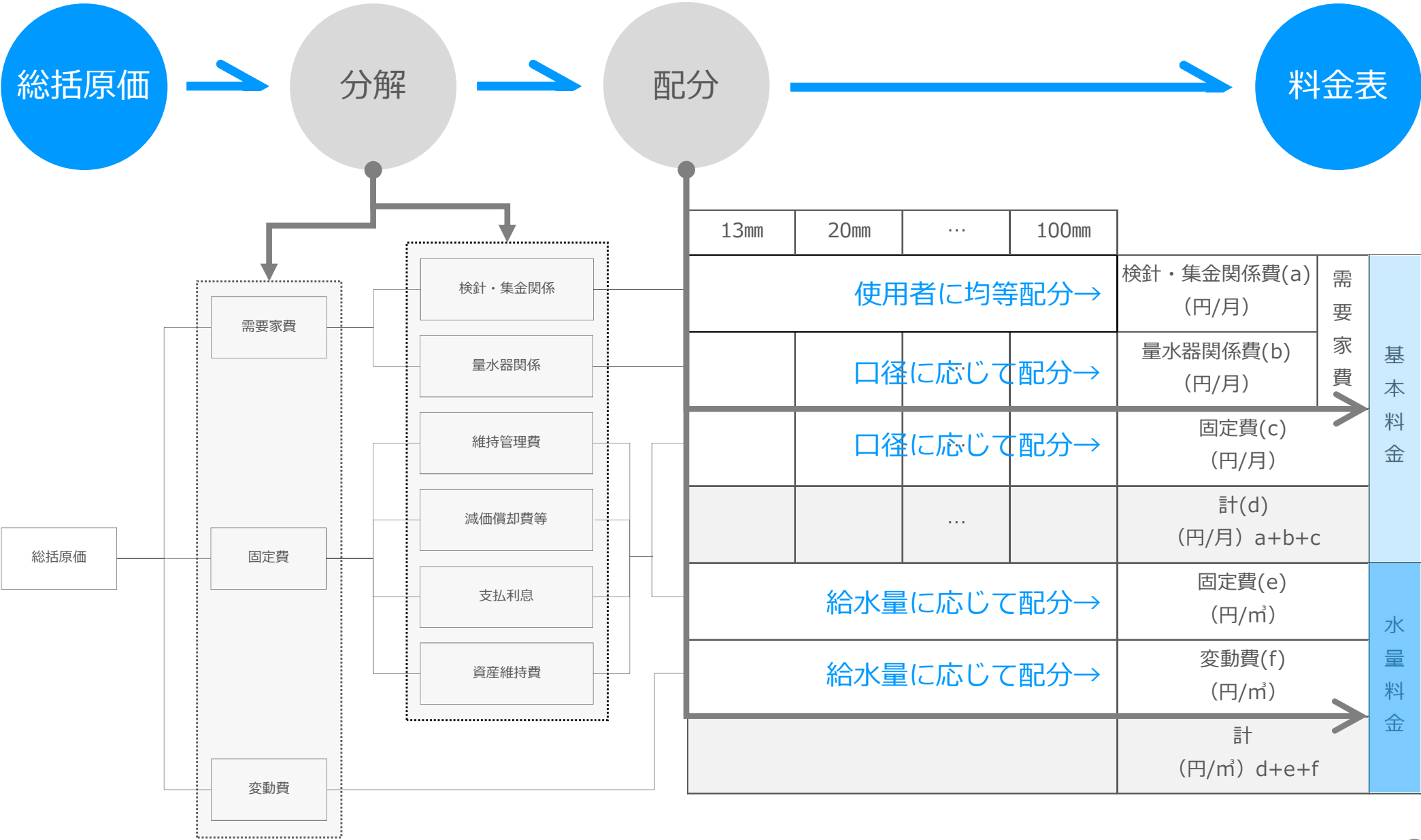
水道水の原水の取水や浄水、配水、給水、施設の維持管理など、水道事業の主な活動に要する費用のこと。

水道施設の整備や維持に必要な費用で、施設を建設したり、既存の施設を改良したりするための初期投資や企業債の利息などが含まれる。

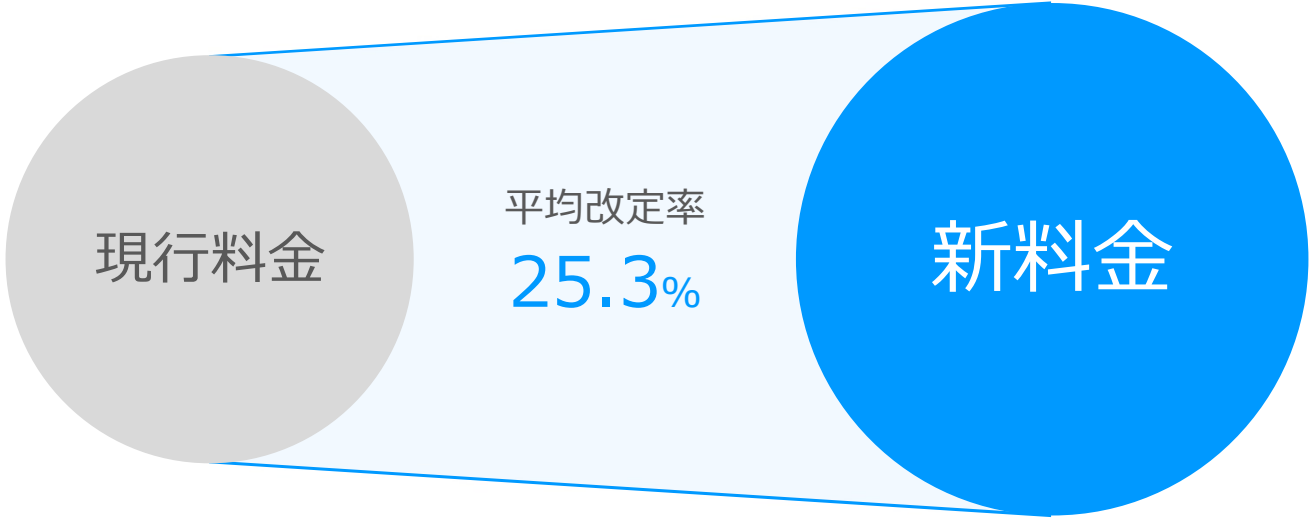


令和15年度までの事業運営を見据えた料金設定としています。

料金表設定までの流れ



本市水道事業として適正な事業運営を行っていくため、水道料金を平均で25.3%引上げます。



現行の料金体系を継続した場合の料金収入見込額
(5年間) 約43億 5 千万円

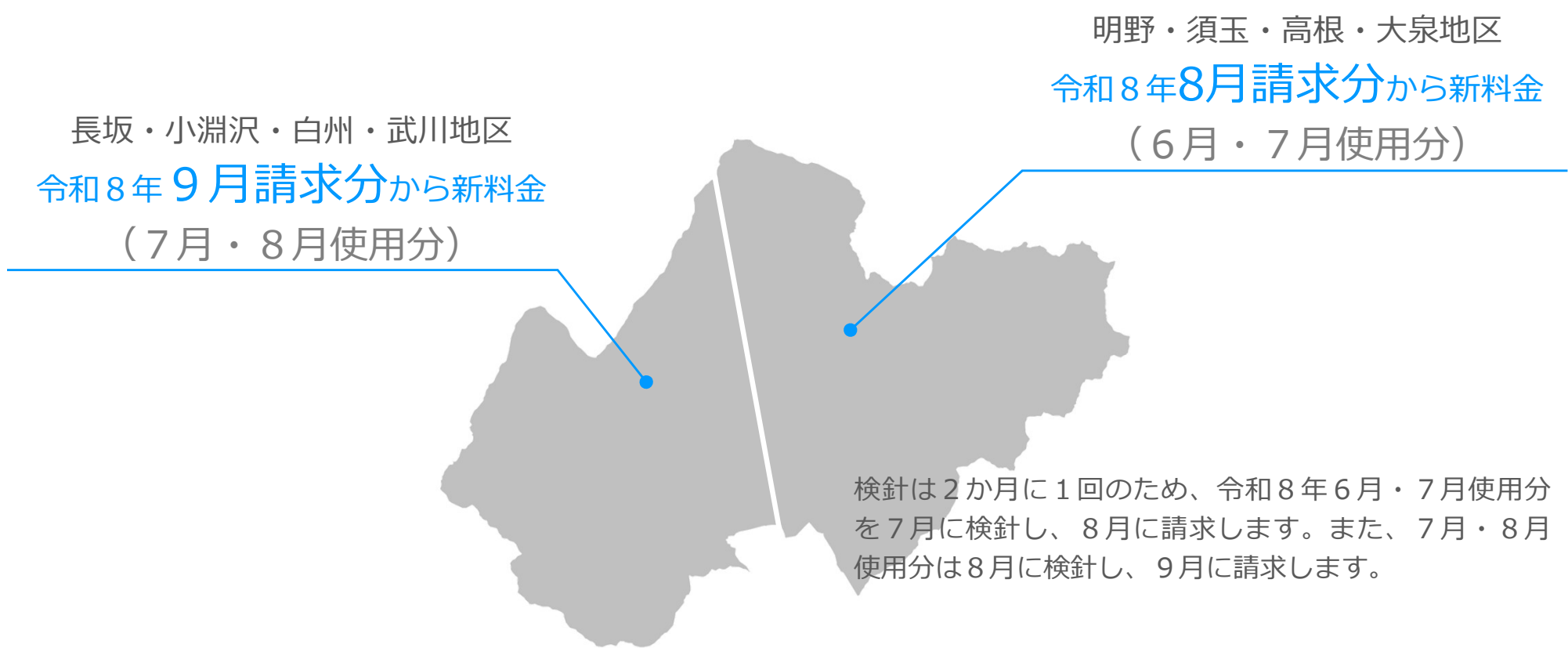
新たな料金体系とした場合の料金収入見込額
(5年間) 約54億 6 千万円



現行の料金体系は、水道法施行規則の規定による料金体系でないことから、改定率は口径や水量料金の区分ごとにばらつきが生じます。

改定時期

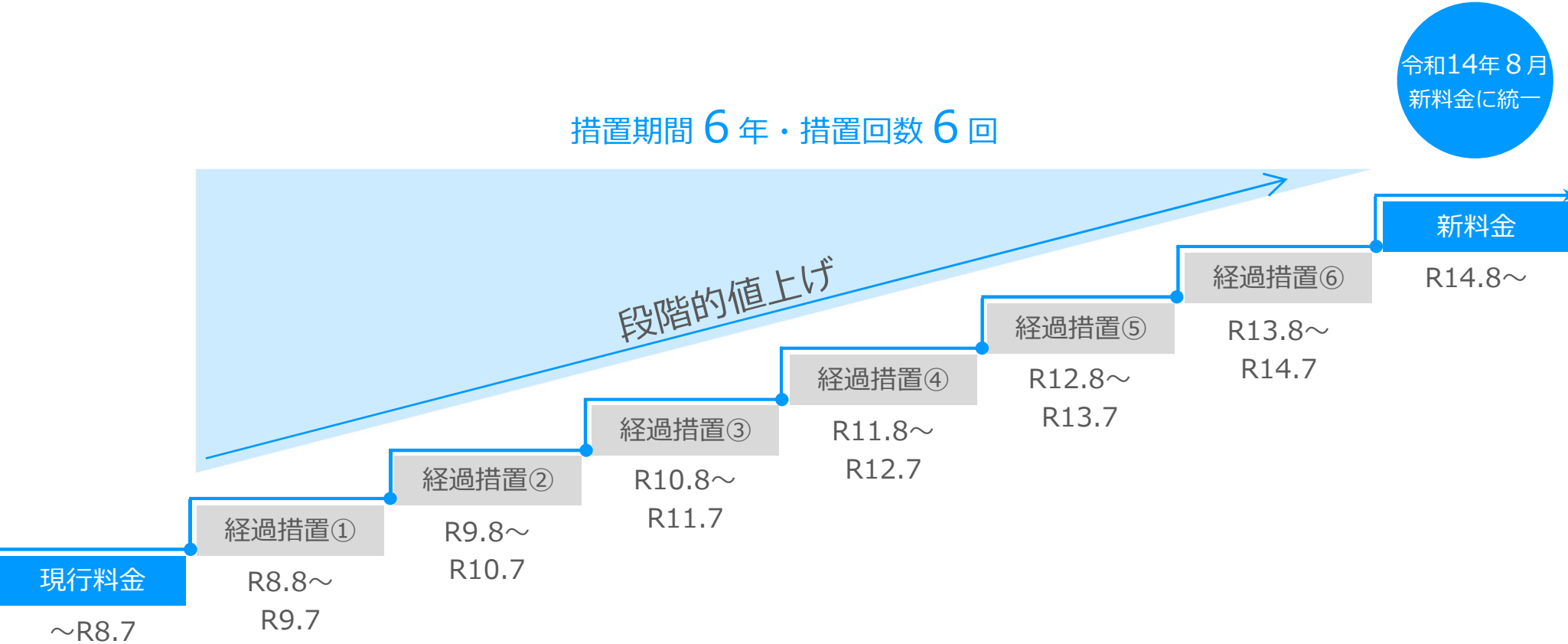
新料金は、令和8年7月1日以後の水道メーターの検針に係る料金から適用します。



答申では、令和8年4月1日からの改定が望ましいとされましたが、使用者の皆さまへの十分な周知期間を設けるため、改定時期を先送りしました。

経過措置の適用

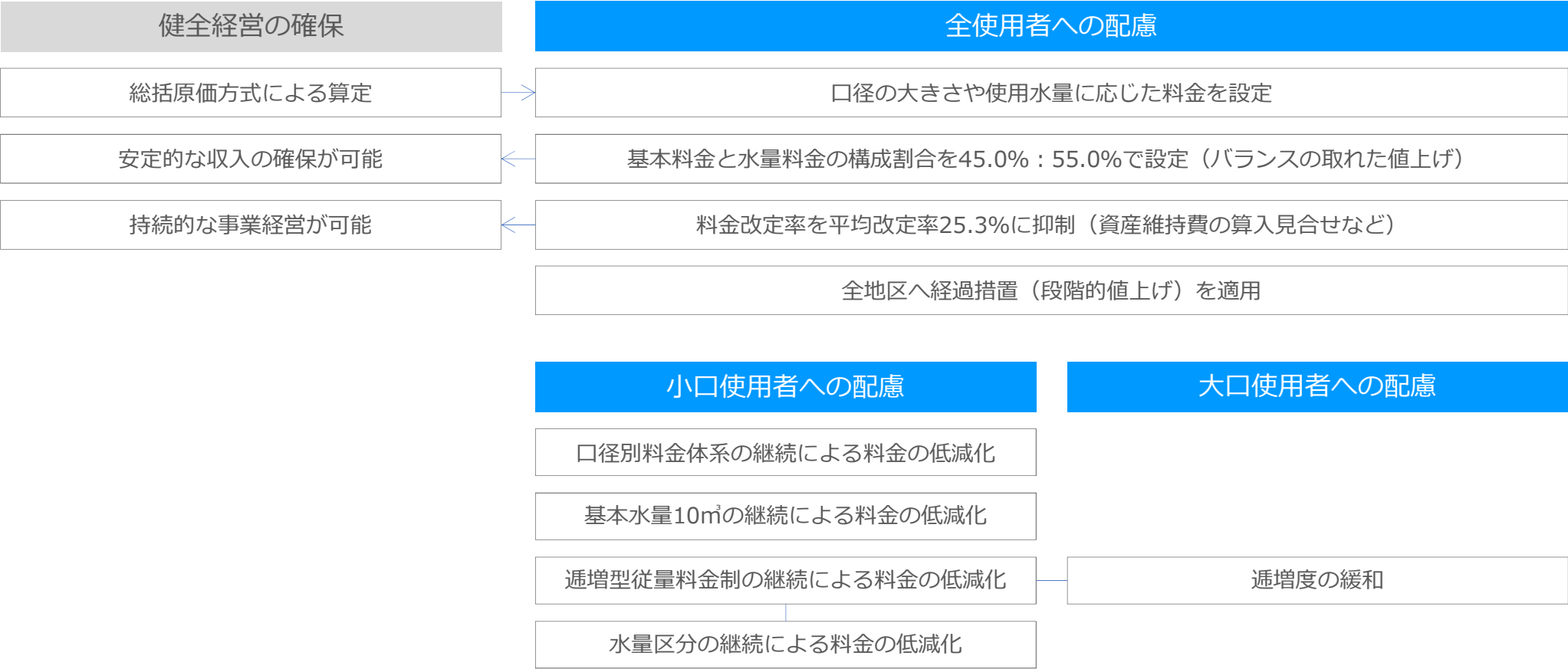
料金統一（改定）後の水道料金が短い期間で急激な負担とならないよう、段階的に新料金へ移行する措置（経過措置）を全地区に適用します。



6 年間で 6 回の段階的値上げを実施し、令和14年 8 月請求分より新料金に統一します。

料金体系の設定（配慮事項）

使用者間の負担に大きな差が生じないように配慮するとともに、安定した経営を行っていただける料金体系を設定しました。



資産
維持費

資産維持費は、浄水施設、ポンプ設備などの建設時と更新時の費用の差額（物価上昇等による費用の増大など）を補う費用のことで、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められています。

現行の料金体系と新料金体系の比較

【明野地区・須玉地区・高根地区・長坂地区・大泉地区・小淵沢地区】

基本料金（1 か月当たり）税抜き

口径	現行料金	新料金	改定差額
13mm	950円	1,190円	240円
20mm	1,390円	2,630円	1,240円
25mm	1,610円	4,070円	2,460円
30mm	3,350円	5,940円	2,590円
40mm	3,780円	10,700円	6,920円
50mm	8,090円	17,190円	9,100円
75mm	23,430円	40,520円	17,090円
100mm	27,690円	73,660円	45,970円

水量料金（1 m³につき）税抜き

水量区分	現行料金	新料金	改定差額
11m ³ ～20m ³	100円	107円	7円
21m ³ ～40m ³	130円	139円	9円
41m ³ ～60m ³	165円	176円	11円
61m ³ ～80m ³	200円	214円	14円
81m ³ ～	210円	224円	14円



現行の料金体系は、水道法施行規則の規定による料金体系でないことから、改定率は口径や水量料金の区分ごとにばらつきが生じます。

現行の料金体系と新料金体系の比較

【白州地区・武川地区】

基本料金（1 か月当たり）税抜き

口径	現行料金	新料金	改定差額
13mm	600円	1,190円	590円
20mm	870円	2,630円	1,760円
25mm	1,010円	4,070円	3,060円
30mm	2,120円	5,940円	3,820円
40mm	2,380円	10,700円	8,320円
50mm	5,110円	17,190円	12,080円
75mm	14,790円	40,520円	25,730円
100mm	17,480円	73,660円	56,180円

水量料金（1 m³につき）税抜き

水量区分	現行料金	新料金	改定差額
11m ³ ～20m ³	40円	107円	67円
21m ³ ～40m ³	47円	139円	92円
41m ³ ～60m ³	70円	176円	106円
61m ³ ～80m ³	90円	214円	124円
81m ³ ～	110円	224円	114円



現行の料金体系は、水道法施行規則の規定による料金体系でないことから、改定率は口径や水量料金の区分ごとにばらつきが生じます。

経過措置による料金体系

【明野地区・須玉地区・高根地区・長坂地区・大泉地区・小淵沢地区】

基本料金（1 か月当たり）税抜き （ ）は前年との改定差額

口径	現行料金 ～R8.7	経過措置① R8.8～R9.7		経過措置② R9.8～R10.7		経過措置③ R10.8～R11.7		経過措置④ R11.8～R12.7		経過措置⑤ R12.8～R13.7		経過措置⑥ R13.8～R14.7		新料金 R14.8～
13mm	950円	980円	(30)	1,010円	(30)	1,040円	(30)	1,070円	(30)	1,110円	(40)	1,150円	(40)	1,190円 (40)
20mm	1,390円	1,560円	(170)	1,730円	(170)	1,910円	(180)	2,090円	(180)	2,270円	(180)	2,450円	(180)	2,630円 (180)
25mm	1,610円	1,960円	(350)	2,310円	(350)	2,660円	(350)	3,010円	(350)	3,360円	(350)	3,710円	(350)	4,070円 (360)
30mm	3,350円	3,720円	(370)	4,090円	(370)	4,460円	(370)	4,830円	(370)	5,200円	(370)	5,570円	(370)	5,940円 (370)
40mm	3,780円	4,760円	(980)	5,750円	(990)	6,740円	(990)	7,730円	(990)	8,720円	(990)	9,710円	(990)	10,700円 (990)
50mm	8,090円	9,390円	(1,300)	10,690円	(1,300)	11,990円	(1,300)	13,290円	(1,300)	14,590円	(1,300)	15,890円	(1,300)	17,190円 (1,300)
75mm	23,430円	25,870円	(2,440)	28,310円	(2,440)	30,750円	(2,440)	33,190円	(2,440)	35,630円	(2,440)	38,070円	(2,440)	40,520円 (2,450)
100mm	27,690円	34,250円	(6,560)	40,810円	(6,560)	47,380円	(6,570)	53,950円	(6,570)	60,520円	(6,570)	67,090円	(6,570)	73,660円 (6,570)

水量料金（1 m³につき）税抜き （ ）は前年との改定差額

水量区分	現行料金 ～R8.7	経過措置① R8.8～R9.7		経過措置② R9.8～R10.7		経過措置③ R10.8～R11.7		経過措置④ R11.8～R12.7		経過措置⑤ R12.8～R13.7		経過措置⑥ R13.8～R14.7		新料金 R14.8～
11m ³ ～20m ³	100円	101円	(1)	102円	(1)	103円	(1)	104円	(1)	105円	(1)	106円	(1)	107円 (1)
21m ³ ～40m ³	130円	131円	(1)	132円	(1)	133円	(1)	134円	(1)	135円	(1)	137円	(2)	139円 (2)
41m ³ ～60m ³	165円	166円	(1)	167円	(1)	168円	(1)	170円	(2)	172円	(2)	174円	(2)	176円 (2)
61m ³ ～80m ³	200円	202円	(2)	204円	(2)	206円	(2)	208円	(2)	210円	(2)	212円	(2)	214円 (2)
81m ³ ～	210円	212円	(2)	214円	(2)	216円	(2)	218円	(2)	220円	(2)	222円	(2)	224円 (2)

経過措置による料金体系

【白州地区・武川地区】

基本料金（1 か月当たり）税抜き （ ）は前年との改定差額

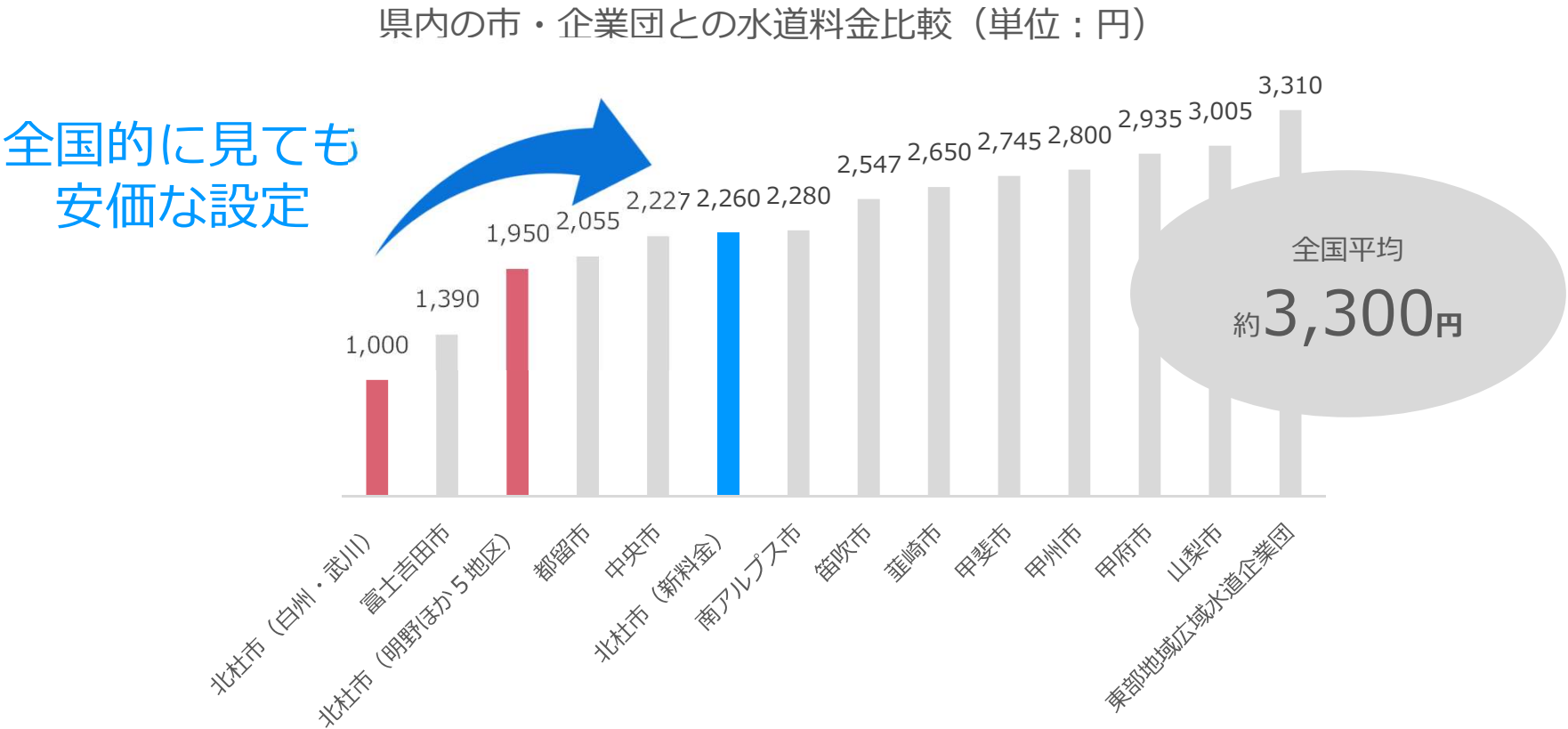
口径	現行料金 ～R8.7	経過措置① R8.8～R9.7		経過措置② R9.8～R10.7		経過措置③ R10.8～R11.7		経過措置④ R11.8～R12.7		経過措置⑤ R12.8～R13.7		経過措置⑥ R13.8～R14.7		新料金 R14.8～
13mm	600円	680円	(80)	760円	(80)	840円	(80)	920円	(80)	1,010円	(90)	1,100円	(90)	1,190円 (90)
20mm	870円	1,120円	(250)	1,370円	(250)	1,620円	(250)	1,870円	(250)	2,120円	(250)	2,370円	(250)	2,630円 (260)
25mm	1,010円	1,440円	(430)	1,870円	(430)	2,310円	(440)	2,750円	(440)	3,190円	(440)	3,630円	(440)	4,070円 (440)
30mm	2,120円	2,660円	(540)	3,200円	(540)	3,740円	(540)	4,290円	(550)	4,840円	(550)	5,390円	(550)	5,940円 (550)
40mm	2,380円	3,560円	(1,180)	4,750円	(1,190)	5,940円	(1,190)	7,130円	(1,190)	8,320円	(1,190)	9,510円	(1,190)	10,700円 (1,190)
50mm	5,110円	6,830円	(1,720)	8,550円	(1,720)	10,270円	(1,720)	12,000円	(1,730)	13,730円	(1,730)	15,460円	(1,730)	17,190円 (1,730)
75mm	14,790円	18,460円	(3,670)	22,130円	(3,670)	25,800円	(3,670)	29,480円	(3,680)	33,160円	(3,680)	36,840円	(3,680)	40,520円 (3,680)
100mm	17,480円	25,500円	(8,020)	33,520円	(8,020)	41,540円	(8,020)	49,570円	(8,030)	57,600円	(8,030)	65,630円	(8,030)	73,660円 (8,030)

水量料金（1 m³につき）税抜き （ ）は前年との改定差額

水量区分	現行料金 ～R8.7	経過措置① R8.8～R9.7		経過措置② R9.8～R10.7		経過措置③ R10.8～R11.7		経過措置④ R11.8～R12.7		経過措置⑤ R12.8～R13.7		経過措置⑥ R13.8～R14.7		新料金 R14.8～
11m ³ ～20m ³	40円	49円	(9)	58円	(9)	67円	(9)	77円	(10)	87円	(10)	97円	(10)	107円 (10)
21m ³ ～40m ³	47円	60円	(13)	73円	(13)	86円	(13)	99円	(13)	112円	(13)	125円	(13)	139円 (14)
41m ³ ～60m ³	70円	85円	(15)	100円	(15)	115円	(15)	130円	(15)	145円	(15)	160円	(15)	176円 (16)
61m ³ ～80m ³	90円	107円	(17)	124円	(17)	142円	(18)	160円	(18)	178円	(18)	196円	(18)	214円 (18)
81m ³ ～	110円	126円	(16)	142円	(16)	158円	(16)	174円	(16)	190円	(16)	207円	(17)	224円 (17)

新料金のお他事業体との比較

北杜市の新料金は、安い方から数えて4番目に低い料金設定となります。



【口径13mm・使用水量20㎡/1か月】の場合

県内事業体の料金改定の状況

水道施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の落ち込みに対応するため、料金値上げの改定が行われています。

平成22年度以降の料金改定状況（単位：円）（ ）は前回との改定差額

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
北杜市(6地区)							1,950					(40)					1,990
北杜市(2地区)							1,000					(170)					1,170
甲府市	2,670						(265)								2,935		
富士吉田市	1,130			(260)			1,390										
都留市	1,300			(530)			1,830	(225)		2,055							
山梨市	2,530			(200)			2,730			(275)					3,005		
韮崎市	2,560						(90)									2,650	
南アルプス市	2,020		(260)				2,280										
甲斐市	1,560			(590)						2,150			(595)				2,745
笛吹市	2,055			(492)					2,547				改定差額				改定後の額
甲州市	2,800	改定なし															
中央市	1,660			(567)			2,227										
東部地域広域	2,270	(219)	2,489	(270)	2,759	(551)	3,310										

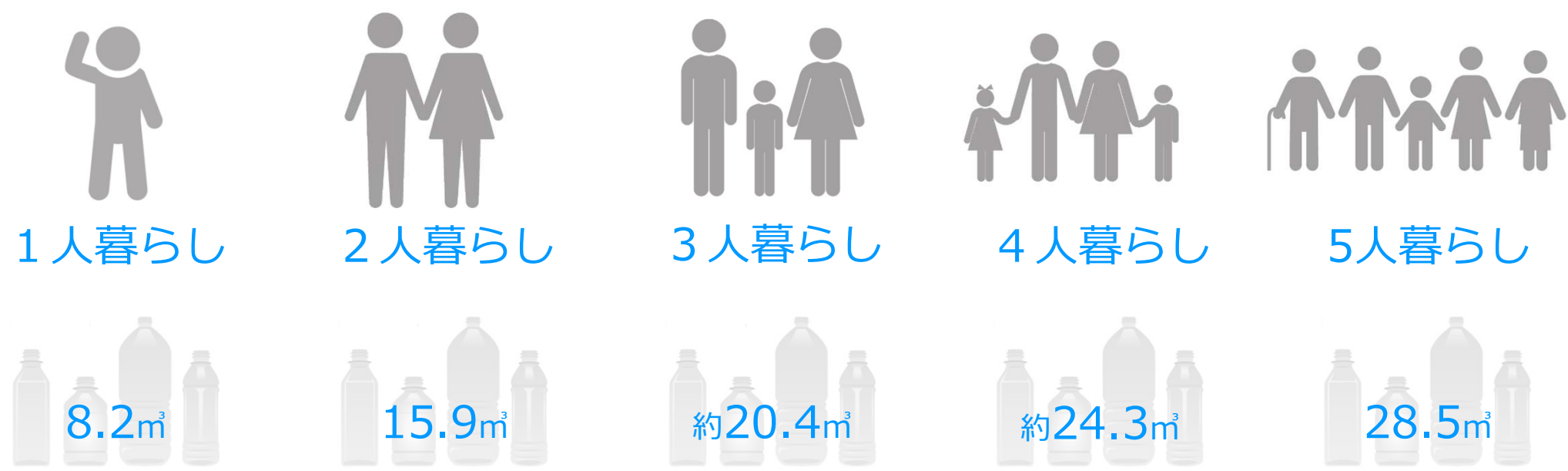
【口径13mm・使用水量20m³/1か月】の場合



甲斐市は、1,560円であった水道料金を令和元年度に（590）円値上げし 2,150 円としました。
更に（595）円の値上げの改定を行い、令和7年度から 2,745 円としています。

一般家庭の水道使用量

東京都が平成28年度に行った調査によれば、ご家庭での1か月当たりの平均使用水量は、単身世帯で8.2m³、4人家族で24.3m³となっています。



出典：平成28年度東京都水道局生活用水等実態調査



世帯の年齢構成、普段の水の使い方、季節の変動などによってご家庭での使用水量は変わります。

料金改定による影響

1 人暮らしの 2 か月分の料金（税抜き）
新料金2,380円

県内平均2,267円に比べて↑
低い方から 8 番目/12事業体中

6 地区

		(単位：円)		値上げ幅	60円～80円		
(現行料金)	～R8.7	1,900	1,900				
措置①	R8.8～R9.7	1,900	1,960	60		(改定差額)	480円
措置②	R9.8～R10.7	1,960	2,020	60		(改定率)	25.3%
措置③	R10.8～R11.7	2,020	2,080	60			
措置④	R11.8～R12.7	2,080	2,140	60			
措置⑤	R12.8～R13.7	2,140	2,220	80			
措置⑥	R13.8～R14.7	2,220	2,300	80			
(新料金)	R14.8～	2,300	2,380	80			

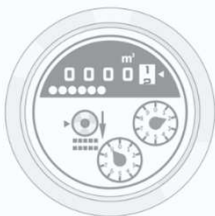
2 地区

		(単位：円)		値上げ幅	160円～180円		
(現行料金)	～R8.7	1,200	1,200				
措置①	R8.8～R9.7	1,200	1,360	160		(改定差額)	1,180円
措置②	R9.8～R10.7	1,360	1,520	160		(改定率)	98.3%
措置③	R10.8～R11.7	1,520	1,680	160			
措置④	R11.8～R12.7	1,680	1,840	160			
措置⑤	R12.8～R13.7	1,840	2,020	180			
措置⑥	R13.8～R14.7	2,020	2,200	180			
(新料金)	R14.8～	2,200	2,380	180			

1 人暮らし



口径13mm



2 か月16m³

使用水量

料金改定による影響

2 人暮らしの 2 か月分の料金（税抜き）
新料金3,450円

県内平均3,661円に比べて
低い方から 4 番目/12事業体中

6 地区

		(単位：円)		値上げ幅	70円～90円
(現行料金)	～R8.7	2,900		2,900	
措置①	R8.8～R9.7	2,900	70	2,970	
措置②	R9.8～R10.7	2,970	70	3,040	
措置③	R10.8～R11.7	3,040	70	3,110	
措置④	R11.8～R12.7	3,110	70	3,180	
措置⑤	R12.8～R13.7	3,180	90	3,270	
措置⑥	R13.8～R14.7	3,270	90	3,360	
(新料金)	R14.8～	3,360	90	3,450	

(改定差額)
550円
(改定率)
19.0%

2 地区

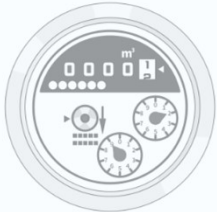
		(単位：円)		値上げ幅	250円～280円
(現行料金)	～R8.7	1,600		1,600	
措置①	R8.8～R9.7	1,600	250	1,850	
措置②	R9.8～R10.7	1,850	250	2,100	
措置③	R10.8～R11.7	2,100	250	2,350	
措置④	R11.8～R12.7	2,350	260	2,610	
措置⑤	R12.8～R13.7	2,610	280	2,890	
措置⑥	R13.8～R14.7	2,890	280	3,170	
(新料金)	R14.8～	3,170	280	3,450	

(改定差額)
1,850円
(改定率)
115.6%

2 人暮らし



口径13mm



2 か月30m³

使用水量

料金改定による影響

3 人暮らしの 2 か月分の料金（税抜き）
新料金4,520円

県内平均5,034円に比べて
低い方から 4 番目/12事業体中

6 地区

		(単位：円)		値上げ幅	80円～100円
(現行料金)	～R8.7	3,900		3,900	
措置①	R8.8～R9.7	3,900	80	3,980	
措置②	R9.8～R10.7	3,980	80	4,060	
措置③	R10.8～R11.7	4,060	80	4,140	
措置④	R11.8～R12.7	4,140	80	4,220	
措置⑤	R12.8～R13.7	4,220	100	4,320	
措置⑥	R13.8～R14.7	4,320	100	4,420	
(新料金)	R14.8～	4,420	100	4,520	←

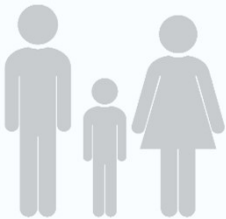
(改定差額)
620円
(改定率)
15.9%

2 地区

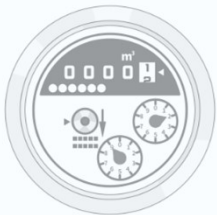
		(単位：円)		値上げ幅	340円～380円
(現行料金)	～R8.7	2,000		2,000	
措置①	R8.8～R9.7	2,000	340	2,340	
措置②	R9.8～R10.7	2,340	340	2,680	
措置③	R10.8～R11.7	2,680	340	3,020	
措置④	R11.8～R12.7	3,020	360	3,380	
措置⑤	R12.8～R13.7	3,380	380	3,760	
措置⑥	R13.8～R14.7	3,760	380	4,140	
(新料金)	R14.8～	4,140	380	4,520	←

(改定差額)
2,520円
(改定率)
126.0%

3 人暮らし



口径13mm



2 か月40m³

使用水量

料金改定による影響

4 人暮らしの 2 か月分の料金（税抜き）
新料金5,910円

県内平均6,492円に比べて
低い方から 5 番目/12事業体中

6 地区

		(単位：円)		値上げ幅	90円～120円
(現行料金)	～R8.7	5,200		5,200	
措置①	R8.8～R9.7	5,200	90	5,290	
措置②	R9.8～R10.7	5,290	90	5,380	
措置③	R10.8～R11.7	5,380	90	5,470	
措置④	R11.8～R12.7	5,470	90	5,560	
措置⑤	R12.8～R13.7	5,560	110	5,670	
措置⑥	R13.8～R14.7	5,670	120	5,790	
(新料金)	R14.8～	5,790	120	5,910	←

(改定差額)
710円
(改定率)
13.7%

2 地区

		(単位：円)		値上げ幅	470円～520円
(現行料金)	～R8.7	2,470		2,470	
措置①	R8.8～R9.7	2,470	470	2,940	
措置②	R9.8～R10.7	2,940	470	3,410	
措置③	R10.8～R11.7	3,410	470	3,880	
措置④	R11.8～R12.7	3,880	490	4,370	
措置⑤	R12.8～R13.7	4,370	510	4,880	
措置⑥	R13.8～R14.7	4,880	510	5,390	
(新料金)	R14.8～	5,390	520	5,910	←

(改定差額)
3,440円
(改定率)
139.3%

4 人暮らし

口径13mm

2 か月50m³

使用水量

料金改定による影響

5 人暮らしの 2 か月分の料金（税抜き）
新料金7,300円

県内平均8,013円に比べて
低い方から 5 番目/12事業体中

6 地区

		(単位：円) 値上げ幅 100円～140円	
(現行料金)	～R8.7	6,500	6,500
措置①	R8.8～R9.7	6,500	100 6,600
措置②	R9.8～R10.7	6,600	100 6,700
措置③	R10.8～R11.7	6,700	100 6,800
措置④	R11.8～R12.7	6,800	100 6,900
措置⑤	R12.8～R13.7	6,900	120 7,020
措置⑥	R13.8～R14.7	7,020	140 7,160
(新料金)	R14.8～	7,160	140 7,300

(改定差額) 800円
(改定率) 12.3%

2 地区

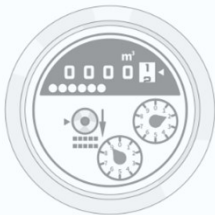
		(単位：円) 値上げ幅 600円～660円	
(現行料金)	～R8.7	2,940	2,940
措置①	R8.8～R9.7	2,940	600 3,540
措置②	R9.8～R10.7	3,540	600 4,140
措置③	R10.8～R11.7	4,140	600 4,740
措置④	R11.8～R12.7	4,740	620 5,360
措置⑤	R12.8～R13.7	5,360	640 6,000
措置⑥	R13.8～R14.7	6,000	640 6,640
(新料金)	R14.8～	6,640	660 7,300

(改定差額) 4,360円
(改定率) 148.3%

5 人暮らし



口径13mm



2 か月60m³

使用水量

料金改定による影響

病院の 2 か月分の料金（税抜き）
新料金456,860円

県内平均408,716円に比べて↑
低い方から 8 番目/12事業体中

6 地区

		(単位：円)		値上げ幅	5,820円～5,920円		
(現行料金)		～R8.7	415,760			415,760	
措置①	R8.8～R9.7		415,760	5,820		421,580	
措置②	R9.8～R10.7		421,580	5,840		427,420	
措置③	R10.8～R11.7		427,420	5,840		433,260	
措置④	R11.8～R12.7		433,260	5,880		439,140	
措置⑤	R12.8～R13.7		439,140	5,880		445,020	
措置⑥	R13.8～R14.7		445,020	5,920		450,940	
(新料金)		R14.8～	450,940	5,920		456,860	

(改定差額)
41,100円

(改定率)
9.9%

2 地区

		(単位：円)		値上げ幅	33,780円～35,780円		
(現行料金)		～R8.7	216,240			216,240	
措置①	R8.8～R9.7		216,240	33,780		250,020	
措置②	R9.8～R10.7		250,020	33,800		283,820	
措置③	R10.8～R11.7		283,820	33,840		317,660	
措置④	R11.8～R12.7		317,660	33,860		351,520	
措置⑤	R12.8～R13.7		351,520	33,860		385,380	
措置⑥	R13.8～R14.7		385,380	35,700		421,080	
(新料金)		R14.8～	421,080	35,780		456,860	

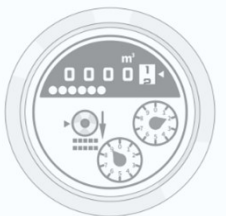
(改定差額)
240,620円

(改定率)
111.3%

病院



口径40mm



2 か月
2,000m³
使用水量

料金改定による影響

工場の2か月分の料金（税抜き）
新料金1,188,500円

県内平均1,048,099円に比べて↑
低い方から8番目/12事業体中

6 地区

(単位：円)		値上げ幅 14,740円～14,840円		
(現行料金)	～R8.7	1,085,060		1,085,060
措置①	R8.8～R9.7	1,085,060	14,740	1,099,800
措置②	R9.8～R10.7	1,099,800	14,740	1,114,540
措置③	R10.8～R11.7	1,114,540	14,740	1,129,280
措置④	R11.8～R12.7	1,129,280	14,780	1,144,060
措置⑤	R12.8～R13.7	1,144,060	14,780	1,158,840
措置⑥	R13.8～R14.7	1,158,840	14,820	1,173,660
(新料金)	R14.8～	1,173,660	14,840	1,188,500
				(改定差額) 103,440円
				(改定率) 9.5%

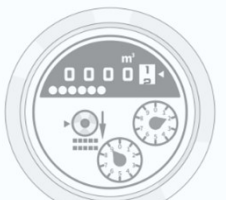
2 地区

(単位：円)		値上げ幅 86,760円～91,760円		
(現行料金)	～R8.7	571,060		571,060
措置①	R8.8～R9.7	571,060	86,760	657,820
措置②	R9.8～R10.7	657,820	86,760	744,580
措置③	R10.8～R11.7	744,580	86,800	831,380
措置④	R11.8～R12.7	831,380	86,840	918,220
措置⑤	R12.8～R13.7	918,220	86,840	1,005,060
措置⑥	R13.8～R14.7	1,005,060	91,680	1,096,740
(新料金)	R14.8～	1,096,740	91,760	1,188,500
				(改定差額) 617,440円
				(改定率) 108.1%

工場



口径75mm



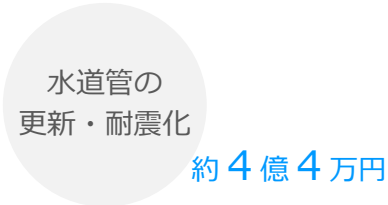
2か月
5,000m³
使用水量

料金改定後の主な取組

増加した収益は、老朽施設の更新などを着実に進め、安全・安心な水道を構築し、将来にわたって安定的に皆さまに利用していただくために使用します。



- 重要給水施設への水道管の耐震化
- 漏水多発エリアの水道管の更新
- 管路更新率や耐震化率の引上げ



- 重要度の高い施設の更新
- 改修工事による施設の延命化



- 大規模な災害時に水道水を供給するための維持管理経費



料金改定を実施し、今後も安全・安心な水をお届けします。

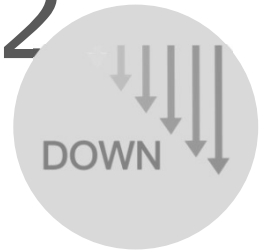
1



改定内容

水道料金を値上げ改定します。
経過措置を適用し、段階的な値上げを行います。

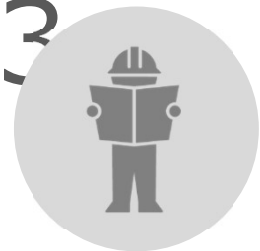
2



改定の背景

収入の確保・費用の削減等の取組を行ってきましたが、施設更新のための工事費の増加・物価高騰等の影響による維持管理費の増大など、経営状況の悪化が改定の背景にあります。

3



収益の使い道

増加した収益は、老朽施設の更新などを着実に進め、安全・安心な水道を構築し、将来にわたって安定的に皆さまに利用していただくために使用します。

おわりに

災害に強く、安全・安心な水道を維持していくために、使用者の皆さまにはご負担をお願いすることになりますが、より一層の経費削減やサービス向上に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました。

北杜市上下水道局上下水道総務課